

---

---

平成25年第2回大和町議会定例会会議録

---

---

平成25年2月28日(木曜日)

---

---

応招議員(18名)

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

---

---

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	都市建設課長	大 畑 憲 治 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	町民生活課長	高 橋 正 治 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	会計管理者兼 会 計 課 長	八 島 時 彦 君
総 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	教育総務課長	菅 原 敏 彦 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 恵 右 君	生涯学習課長	森 茂 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	総 務 課 危 機 対 策 官	瀬 戸 正 志 君
税 務 課 長	庄 司 正 巳 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	千 葉 良 紀 君
保健福祉課長	瀬 戸 啓 一 君	産 業 振 興 課 企 業 誘 致 対 策 官	浅 井 茂 君
子育て支 援 課 長	高 橋 正 春 君	産 業 振 興 課 農 林 振 興 対 策 官	石 垣 敏 行 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 久 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 査	藤 原 孝 義
班 長	千 坂 俊 範		

午前9時58分 開会前

事務局長（浅野喜高君）

皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、表彰状の伝達を行います。

このたび全国町村議会議長会から「たいわ町議会だより」が第27回町村議会広報全国コンクールにおきまして優良賞として表彰されましたので、ここで議長から伝達させていただきます。

それでは、大和町議会広報調査特別委員会委員長伊藤 勝様、同じく副委員長藤巻博史様、前にお進みください。

〔表彰状伝達〕

事務局長（浅野喜高君）

おめでとうございました。以上で伝達を終わります。

午前10時00分 開 会

議 長（大須賀 啓君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから平成25年第2回大和町議会定例会を開会いたします。

開会に先立ちまして、全国議長会会長より、去る2月6日、全国議長会開催におきまして当大和町の広報紙が優良賞を授与いたしました。このことについては、とりもなおさず委員長初め広報委員の皆さんの並々ならないご努力のたまものだと、このように感じます。大変おめでとうございました。ご苦労さまです。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、14番馬場久雄君及び15番中川久男君を指名します。

---

---

日程第2「会期の決定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月14日までの15日間にしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月14日までの15日間に決定しました。

諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しているとおりです。ご了承ください。

町長より施政方針の表明があります。

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

第2回大和町議会定例会開会に当たりまして、施政方針とご挨拶を申し上げます。

本日ここに平成25年第2回大和町議会定例会開催に当たり、平成25年度行財政運営の考え方と一般会計当初予算案を初めといたします諸議案の概要についてご説明申し上げますので、議員皆様のご理解とご協力を賜りますとともに、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

初めに、ただいま議長からご披露ございましたが、第27回町村議会広報全国コンクールにおきまして、「たいわ町議会だより」が優良賞を受

賞されました。まことにおめでとうございます。議会広報調査特別委員会の皆様方に改めて敬意を表しますとともに、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げるところでございます。

さて、我が国の政治経済状況でございますが、昨年12月16日に行われました第46回衆議院議員選挙の結果、政権交代が行われ、予算概算要求内容の再検討、調整の指示が出され、越年での予算編成が行われました。

平成25年度国の予算編成基本方針は、1月24日に次のように閣議決定され、発表されたところでございます。

第1点目は、「日本経済再生に向けた取り組みのさらなる推進」といたしまして、国力の源泉である強い経済の再生を図り、縮小均衡の分配政策から成長と富の創出の好循環への転換により、長引く円高・デフレ不況から脱却し、雇用と所得が拡大していく強い経済を目指すとし、日本経済の再生手段として大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢を一体として実行していくと決定されました。

第2点目は、「平成25年度国の予算編成の基本的な考え方」といたしまして、平成25年度予算編成が越年になったことを踏まえ、緊急経済対策に基づく大型補正予算と一体的なものとして、いわゆる15カ月予算として編成し、切れ目のない経済対策を実行し、景気の底割れ回避とデフレからの早期脱却及び成長力の強化を図るとされました。反面、2020年度までに国、地方のプライマリーバランスを黒字化するとの方針も掲げ、財政に対する信認の確保に資するものとしております。

第3点目は、「予算重点化についての基本的な考え方」といたしまして、まず復興防災対策については、被災地復興の加速を最優先として要望等に対応するきめ細やかな復興施策の実施、防災対策では社会の重要インフラ防御としての老朽化対策や学校耐震化など事前防災・減災対策をハード・ソフトの両面から強化するとされました。また、成長による富の創出実現については、民間投資の喚起を図るための規制改革や金融・税制面の措置、中小企業・小規模事業者のものづくりや資金繰り等に対する支援、攻めの農林水産業の展開や食料安全保障の取り組みが示されました。さらに安全安心な生活空間と環境の整備、台風等の災害復

旧の実施、社会的に弱い立場にある人たちが社会で活躍できる環境を整備するとされました。

歳出分野における主な留意事項等では、少子高齢化が進展する中で、社会保障の安定財源確保とともに国民負担の増大を極力抑制し、持続可能な社会保障制度を構築すること、公共投資では投資効果の発現や民間投資の誘発等の観点から真に必要な事業の積み上げと国民の安全を守る老朽化対策や防災など現下の優先課題に予算を重点化する方針が示されました。そして、地方財政につきましては、国の取り組みと歩調を合わせた給与関係経費などの地方財政計画の歳出見直し、抑制を図るとともに、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保するとされたところでございます。

このような方針に基づいて編成されました国の一般会計予算の規模は、総額92兆6,115億円、対前年度比2.5%増の過去最大級の予算となり、特に公共事業費は前年度に比較して15.6%増の5兆2,853億円となっており、国会提出の上、審議が行われる予定でございます。

国の予算編成に伴いまして平成25年度地方財政対策も決定されたところでありますが、総額81兆9,100億円程度の支出規模に対し、交付税追加措置手段を経た上でもなお13兆2,808億円程度の財源不足が見込まれ、平成23年度から25年度までの折半ルールに基づき、国におけます既往法定加算、財源不足の状況を踏まえた別枠加算、交付税特別会計剰余金の活用、さらに地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用や、臨時財政対策債の発行を行った後の不足する財源7兆2,091億円につきましては国と地方が折半して負担することになったものでありますが、地方負担分は臨時財政対策債の借り入れ増加により穴埋めとなっております。

こうした対策の結果、地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債等の地方一般財源総額は59兆7,526億円と平成24年度と同等の規模が確保される見通しとなったものであり、今後の国会動向等を注視してまいりたいと考えております。

次に、本町の平成25年度予算編成についてでございます。

予算編成に先立ちまして、本年度も中期財政見通しを策定いたしましたし

て、総枠や投資的経費及び政策的経費充当可能財源の把握を行いました。この算定に当たりましては、歳入の主要部分である町税と地方交付税はそれぞれ主管課であります税務課と財政課での把握、国・県支出金につきましてはそれぞれ個別に各担当課への聞き取りにより積み上げの上、策定を行っております。

歳出は、実施計画での把握と経常的経費については性質別の推計等を行ったところであり、こうした中期財政見通しによる分析では平成25年度も24年度同様最も厳しい年であることを把握した上で、昨年10月26日に開催いたしました予算編成説明会において編成方針を示すことにより予算編成をスタートしたものでございます。

方針におきましては、国の動向がまだ見えない状況にありますが、平成23年10月には人口が2万6,000人を超え、地域発展に向けた取り組みが徐々に実を結ぶ中、学校施設の整備や子育て支援等新たな行政需要が見込まれる反面、歳入の伸びはあまり期待できないことから、厳しい財政状況を職員一人一人が認識した上で、これまでの事務事業の成果を踏まえ、全職員の英知と工夫によりさらなる事務事業の見直し、改善を行い、その成果を反映することといたしました。

また、第4次総合計画における第2次実施計画期間である平成24年度から平成26年度までの重点・主要事業、施策のヒアリングを行い、予算編成に当たり事業の検証や評価内容の反映を図ったものでございます。

編成いたしました予算を通して新年度の町財政を見ますと、歳入面では転入者増加や進出企業操業、景気の好転見通しから、個人町民税が約5,200万円、法人町民税が約1,200万円の増加、固定資産税においては企業への減免増加はあるものの、家屋及び償却資産の伸びが減免額を上回る状況であり、前年度より約1億1,000万円増の計上となり、町税全体では約2億2,700万円を増額計上しております。

一方、平成24年度収入状況や平成25年度地方財政対策から、地方譲与税、地方消費税交付金、自動車取得税交付金等については減額を、臨時財政対策債は前年度より4,510万円減の4億円とし、町債総額は1億4,510万円減の4億3,020万円を見込み、公債費元金償還額との比較で年度末町債残高は約2億8,200万円減少する見通しになっております。国庫



支出金につきましては、災害復旧費負担金が約2億2,400万円減額となりますが、障害者支援費負担金の増加相殺があり、結果として約1億9,500万円の減額となったものであります。また、地方交付税につきましては、地方財政対策で2.2%の減額となったところでありますが、平成24年度の普通交付税決定額等から1.6%の増額を見込んでおります。基金繰入金は、企業立地奨励金対応のため財政調整基金から2億円と防衛施設周辺調整交付金基金からの繰り入れ7,000万円等を見込んでおります。

次に歳出でございますが、新年度の施策内容につきましては、大和町第4次総合計画に掲げる項目に沿ってご説明を申し上げます。

なお、平成23年度及び24年度予算につきましては東日本大震災からの復旧復興を主体とした予算編成でありましたが、平成25年度予算は復旧復興予算からまちづくりを目指した通常予算として編成を行ったものでございます。

最初に、「みやぎの元気を創造する産業のまちづくり」でございます。

農業におきましては、我が国の主要農産物である米の需給が低減する中であって、水田農業対策による需給調整と目標達成による経営所得安定対策としての所得補填が実施されるものでございます。本町の水稲作付の目標となる面積配分率は66.6%に決定したところでございます。宮城米の需要が好調なことから配分率は1.2%緩和されたところでありますが、厳しい状況に変わりはなく、水田農業構造改革対策推進費や水田営農条件整備事業費補助金を中心に事業を推進してまいります。また、農業生産基盤整備を目的に、県営ため池等整備事業、中山間地域振興のための国の制度を活用しての中山間地域等直接支払交付金事業や、農地環境保全と集落営農組織支援のための農地・水保全管理支払交付金事業に引き続き取り組んでまいります。

林業振興につきましては、森林機能の多面的機能保持の観点からの森林整備活動支援交付金事業や森林病虫害等防除事業の推進を図ってまいります。

商工業の振興につきましては、多くの企業に立地操業いただいているところでありますが、今後も企業誘致を推進してまいります。企業立地奨励金につきましては、過去最高の5億2,990万円の計上となっております。

す。中小企業者の資金面での支援として中小企業振興資金の利子補給や債務保証料等の支援を継続して行うこととし、また商店街活性化策としまして、くろかわ商工会への経営改善普及事業や地域総合振興事業、震災復興のための割増商品券発行事業を支援実施いたします。

第2は、「美しい自然を大切にす環境のまちづくり」でございます。

本年度から環境省の補助事業による再生可能エネルギー等導入事業で庁舎等への太陽光発電施設の整備を実施いたします。なお、この事業につきましては、平成27年度まで継続いたしまして、町内各公共施設に順次導入を予定しております。

また、環境美化推進員の設置や環境衛生組合活動助成を通じての組織育成や河川の水質検査や市街地の騒音測定、不法投棄物パトロールの実施による環境保全事業を行い、県立自然公園である船形山や七ツ森を初め多くの豊かな自然の保全に寄与してまいりたいと考えております。

第3は、「安心した生活がおくれる福祉のまちづくり」でございます。

子育て支援の充実といたしまして、平成24年度からスタートいたしました大和町あんしん子育て医療費助成事業によります中学生までの所得制限なしの通院・入院医療費無料化助成の継続実施や、大和町保育所の民設民営移行の社会福祉法人柏松会によりますすぎのこ保育園での保育事業がスタートいたします。また、もみじヶ丘保育所の増築を行い、もみじヶ丘地区や杜の丘地区での幼児増加への対応を行いますとともに、継続して対策の検討を行ってまいります。

高齢者福祉の充実では、老人クラブやシルバー人材センターへの助成を通じて組織の育成強化並びに敬老会の開催や敬老祝い金の支給、まほろば大学お達者倶楽部開設による各種学習教室を実施いたします。

健康づくりの推進事業では、乳がん、子宮がんや胃がんの検診率向上のため、受診者一部負担金の引き下げを措置いたしました。また、モデル事業により鶴巣地区の運動分野での健康づくり推進を図ってまいります。

障害者福祉の充実では、障害者自立支援事業といたしまして、更生医療、補装具給付、障害者福祉サービス給付等を引き続き実施いたします。

第4は、「豊かな心をはぐくむ学習のまちづくり」であります。

次代を担う人材の育成や、生涯を通じた学習機会の提供や生涯学習環境の整備は、本町の政策の中にありまして重要な柱の一つであります。

まず、学校教育の充実であります。ハード面におきましては、今後の小野小学校のクラス数増加見込みに対応するため、小野小学校増築実施設計並びに吉田教育ふれあいセンター体育館の屋根修繕工事や施設の老朽度合いによります各種修繕工事を行ってまいります。ソフト面では、義務教育課程におけるきめ細かな学習指導に対応するため、学習支援員、小学校学級支援サポーター、図書支援員の配置及び英語教育普及のための外国語指導助手配置事業を継続実施いたします。本年度の学力向上パワーアップ支援事業は、大学の先生を講師として教員を対象とした指導方法の研究を実施し、確かな学力養成を図ってまいります。また、特色ある学校づくりを推進する学校地域共学推進事業につきましても継続実施いたします。

次に、生涯学習、社会教育・社会体育部門でございますが、まほろばホール、総合体育館等を中心に事業展開を実施しておりますが、本年度は11月下旬に子どもミュージカルの上演を予定しており、さらにまほろば大学といたしまして多彩な自主事業を行ってまいります。また、これまで国の委託事業として町内4カ所の教育ふれあいセンターや小学校体育館で実施しております放課後子ども教室を本年10月から新たに宮床小学校児童を対象に実施してまいります。

第5は、「便利で快適に暮らせる定住のまちづくり」でございます。

まず、公共交通の充実強化であります。役場北側に一昨年から整備を進めてまいりましたバスターミナルが4月1日から供用開始となります。仙台圏への通勤、通学や郡内3町村の住民バスの接続点として、交通渋滞の緩和や二酸化炭素の削減を見込み、あわせて圏域の交通利便性を高めようとするものでございます。

道路改良事業につきましては、町道の路面状況や利用状況による優先度合いを勘案しながら順次整備を図っているところでございますが、本年度は高田線や柿ノ木線、下原線を実施するとともに、舗装修繕工事や側溝・歩道修繕につきましても順次整備を行ってまいります。また、社会整備資本老朽化対策としまして、重要橋梁40カ所の点検を踏まえ、長

寿命化修繕計画を策定いたします。

第6は、「災害に強く危険の少ない安全のまちづくり」でございます。

観測史上最大のマグニチュードで発生いたしました東日本大震災から間もなく2年が経過しようとしておりますが、本県沿岸部を中心にその傷跡はまだ癒えないところでございます。

こうした災害は私たちの想定をはるかに超える事象から発生するものであり、自然現象そのものを抑制することは不可能であります。あらゆる角度からの検討によりその被害の縮小は可能であると認識するところでございます。県の防災計画見直しにつきましては、平成24年度中に終了する予定であることから、平成18年3月に策定いたしました大和町地域防災計画の見直しを本年度から実施してまいります。

また、台風等による降雨の際、通行どめとなります町道舞野蒜袋線と越流が発生します準用河川明ヶ沢川の改良検討調査業務に着手いたします。

非常備消防では、大和町女性消防団員が宮城県を代表して全国女性消防操法大会への出場が決定しており、その練成費を計上するとともに、防災における女性の役割認識向上のよき機会となることを期待しているところでございます。

以上が平成25年度重点事業及び主要事業とするところでございますが、継続して第4次総合計画の実現に向け、計画各項目目標に沿った事業も予定しているところでございます。

以上の内容を盛り込みました一般会計当初予算額の概要でございますが、一般会計予算総額は85億8,700万円で、前年度と比較して2,600万円、0.3%の減となったところでございます。

これに充てます財源につきましては、町税36億8,654万4,000円、地方交付税17億9,150万円、国庫支出金7億6,633万円、県支出金5億9,179万9,000円、町債4億3,020万円とその他の収入のほか、財政調整基金2億円、防衛施設周辺調整交付金基金7,000万円等の取り崩しをもって充当することといたしております。

次に、特別会計当初予算について申し上げます。

まず、国民健康保険事業勘定特別会計では保険給付費等の増加から前

年比6.2%の増額を、介護保険事業勘定特別会計でも保険給付費の増加により13%の増額となっております。

財産区特別会計につきましては、3財産区会計ともそれぞれ所要の措置をいたしております。

奨学事業特別会計では、大学生貸付額の増を見込み、3.7%の増額といたしております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、広域連合納付金の増加から1.8%の増額となったものでございます。

下水道事業特別会計につきましては、補助事業による管路の長寿命化や単独事業での末端管路整備並びに管理が主体でございますが、流域下水道維持管理運営負担会等の増加により10.4%の増額措置といたしております。

農業集落排水事業特別会計につきましては、区域内の加入促進とともに維持管理業務経費としての公債費元金償還の増額を措置したものでございます。

戸別合併処理浄化槽特別会計につきましては、対象区域内10基の設置工事により水洗化率の向上と設置浄化槽の維持管理経費を措置したものであります。

水道事業会計につきましては、中峰二号配水池耐震設計委託業務や、最終年度でございます鶴巣落合地区への配水管強化事業と施設の計画的修繕及び老朽管の布設がえを行い、安定的な給水に資するよう維持管理に努めてまいります。

水道事業会計を除く平成25年度の各種会計予算の総額は137億7,708万5,000円となり、前年度と比較いたしまして3億5,865万5,000円、2.7%の増となったところでございます。

次に、平成24年度補正予算についてご説明申し上げます。

議案第35号の一般会計につきましては、各費目におきまして共済費負担率の改正等によります人件費の調整、民生費での介護保険事業勘定特別会計への繰出金3,438万3,000円の計上、土木費では路面凍結への対処として融雪剤散布等除雪経費に4,500万円の追加を計上しております。

その他各種事業執行に伴います精算措置を行った上で補正予算におい

て措置いたしました財政調整基金繰入金 1 億5,900万円の取り崩しは、財源調整がついたことによりまして繰り入れゼロといたしました。補正額は2,132万3,000円を減額し、総額を94億296万3,000円とするものでございます。

これらの財源措置といたしましては、町税 1 億7,758万7,000円、諸収入6,343万4,000円、分担金及び負担金804万2,000円、繰越金91万9,000円の追加や一部整理減額での対応といたしております。

議案第36号及び議案第37号の国民健康保険事業勘定特別会計及び介護保険事業勘定特別会計につきましては、保険給付費の増額見込み及びその他経費の調整により増額措置をいたしております。

議案第38号から議案第40号までの3財産区特別会計補正予算は、それぞれ事業確定見込みによります減額補正でございます。

議案第42号の後期高齢者医療特別会計は広域連合納付金の精算減額を措置したものであり、議案第43号の下水道事業特別会計は起債の補償金免除借換債の予算措置をしたものでございます。

水道事業会計及びその他会計につきましては、おのこの会計における事務事業執行の結果により減額精算等の措置をいたしたものでございます。

以上が平成24年度補正予算の概要でございます。

次に、予算以外の議案についてご説明を申し上げます。

議案第5号は、現行の連絡区設置条例による連絡区の名称を行政区と改めることとし、行政区設置条例を制定するもの。

議案第6号は、全国的な暴力団排除気運の高揚等を背景に、郡内町村が一斉に平成25年4月施行に向け、大和町暴力団排除条例を制定するもの。

議案第7号は、現行の大和町保育所設置条例、保育の実施に関する条例施行規則等を改正し、新たに大和町保育所条例を制定し、保育所の適正な運営を行うもの。

議案第8号から議案第16号につきましては、これまで国の省令等により定められていた整備基準等について、地域主権一括法の制定に伴い、条例としてそれぞれ制定するもの。

議案第17号は、平成23年度の人事院勧告に伴います措置で、平成25年4月1日において31歳以上38歳に満たない職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日に昇給した職員その他これに準じた職員について平成25年4月1日における号俸を1号俸昇給させるもの。

議案第18号は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が公布され、同法第1条において「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と題名の改正が行われたことから、条例中「障害者自立支援法」について同様の改正を行うもの。

議案第19号は、地域主権一括法による地方公共団体の財政の健全化に関する法律の改正により、地方から国等への寄附等の制限が廃止されたため所要の改正を行うもの。

議案第20号は、地方自治法の改正により基本構想策定義務が廃止されたため、所要の改正を行うもの。

議案第21号は、敬老対象者数が増加し、敬老祝い金の支給額も増加傾向にあること、また各地区からアトラクション経費等の増加要望があったため、敬老祝い金の支給額を減額するもの。

議案第22号は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が公布され、同法第1条において「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と題名の改正が行われたことから、条例中「障害者自立支援法」について同様の改正を行うもの。

議案第23号は、介護保険法の改正に伴い、項の繰り下げが行われたため、所要の改正を行うもの。

議案第24号は、これまで国の省令を引用しておりましたが、その基準が都道府県条例に委任されたため、引用先を県条例に改正するもの。

議案第25号は、地域主権一括法の関連で、町営住宅へ入居する際の同居親族要件が廃止されたこと、また入居する際の収入基準について政令で定められておりましたが、条例で定めることとなったため、所要の改正を行うもの。

議案第26号は、平成25年4月1日から大和町バスターミナルが供用開始されることにあわせ、占用料の減免等について定めるもの。

議案第27号から議案第30号は、これまで国の省令等により定められていた整備基準等について、地域主権一括法の制定に伴い、条例として制定するもの。

議案第31号は、簡易水道を廃止し、上水道と統合するため、所要の改正を行うもの。

議案第32号から議案第34号までは、財産区の職員について専任での配置は行われていないため、現条例が現状に即していないことから、関連条例を廃止するもの。

議案第59号は、吉田落合線舗装新設工事の交通安全対策として防護柵等を設置することとし、変更契約を締結するもの。

議案第60号は、利用者の利便性を図るため、バスターミナルの各乗降バースにベンチを設置することとし、変更契約を締結するもの。

議案第61号は、市町村合併等により宮城県市町村職員退職手当組合議員の選挙区議員数において格差が生じていることから、これを是正するものでございます。

なお、今会期中に人事案件を追加させていただく予定にしておりますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。

以上が平成25年度に執行いたします町政の基本方針と提出議案の概要でございますが、何とぞよろしくご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

---

日程第3「委発第1号 大和町議会会議規則の一部を改正する規則」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、委発第1号 大和町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。議会運営委員長松川利充



君。

議会運営委員長（松川利充君）

おはようございます。

それでは、私から委発第1号の提案理由を説明させていただきたいと思います。

大和町議会会議規則の一部を改正する規則について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提出の理由は、地方自治法の改正により本会議においても委員会同様公聴会の開催や参考人の招致ができることとなったため、一部改正を行うものでございます。

別紙の資料、会議規則の一部を改正する規則の条文及び新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正内容につきましては既に全員協議会などで詳細に説明しておりますので、条文の朗読を省略させていただいて、簡潔に内容をご説明いたします。

このたびの改正内容は、議会運営に関することのうち本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとするものであります。現行制度においては、議会における公聴会の開催、参考人の招致については委員会についてのみ規定されておりますが、委員会のみならず本会議においても実質的な議論が行われ得るものであることを念頭に、本改正は本会議においても公聴会の開催、参考人の招致を行えることを明確に位置づけまして、議会における住民参画の機会を拡大することとするものであります。

附則として、この規則は公布の日から施行する。ただし、第73条の改定規定は平成25年3月1日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり  
ないものと認めます。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり  
討論なしと認めます。  
これから委発第1号を採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)  
起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第4「委発第2号 大和町議会委員会条例の一部を改正する条例」

議長 (大須賀 啓君)

日程第4、委発第2号 大和町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。議会運営委員長松川利充君。

議会運営委員長 (松川利充君)

それでは、委発第2号 大和町議会委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定により提出いたすものでございます。

提出の理由については、地方自治法の改正により委員の選任方法、在任期間等が条例に委任されたこと及び議会広報常任委員会を設置することとなったため、一部の改正を行うものでございます。

それでは別紙の資料をお開きいただきたいと思います。あわせて新旧対照表もごらんいただきたいと思います。

同じように、改正内容については詳しくご説明をいたしておりますので、条文の朗読を省略させていただいて簡潔にご説明申し上げます。

このたびの主な改正内容は、現在の議会広報調査特別委員会を議会広報常任委員会とするものでございます。

附則として、この条例は平成25年3月1日から施行する。

経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定により選任された議会広報調査特別委員会委員である者は、この条例の施行の日に改正後の条例の規定により議会広報常任委員として選任されたものとみなすものでございます。

さらに、この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定により互選された議会広報調査特別委員会の委員長または副委員長である者は、この条例の施行の日に改正後の条例の規定により議会広報常任委員会の委員長または副委員長として互選されたものとみなすものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5「委発第3号 大和町議会の議決すべき事件に関する  
条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第5、委発第3号 大和町議会の議決すべき事件に関する条例を  
議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。議会運営委員長松川利充君。

議会運営委員長（松川利充君）

それでは引き続き、委発第3号についてご提案申し上げたいと思います。

大和町議会の議決すべき事件に関する条例について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定により提出するものでございます。

提出の理由については、地方自治法の改正により市町村基本構想の策定義務が廃止されたことに伴い、議決すべき事件としての根拠規定もなくなったことから、今後も引き続き基本構想の策定等を議決すべき事件として定めるため、この条例の制定をお願いするものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

大和町議会の議決すべき事件に関する条例、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により定める議会の議決すべき事件は、大和町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更または廃止に関することとする。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第6「委発第4号 大和町議会政務活動費の交付に関する  
条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第6、委発第4号 大和町議会政務活動費の交付に関する条例を  
議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。議会運営委員長松川利充  
君。

議会運営委員長（松川利充君）

委発第4号 大和町議会政務活動費の交付に関する条例について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項及び会議規則  
第14条第3項の規定により提出するものでございます。

提出の理由として、地方自治法の改正により議会関係規定の一部が改  
正されたため、大和町政務調査費の交付に関する条例を廃止し、大和町  
議会政務活動費の交付に関する条例を制定するものでございます。

別紙の政務活動費の交付に関する条例をごらんいただきまして、別表  
についてもごらんいただきたいと思えます。

これにつきましても既に詳細にご説明申し上げておりますので、簡潔  
にご説明させていただきたいと思えます。

これまで「政務調査費」という名称でございましたが、それが「政務  
活動費」になりまして、交付目的を議員の政治活動費を充てることができ  
る経費の範囲を条例で定めることとするものでございます。議長は政  
務活動費についてはその用途の透明性の確保に努めるということござ  
います。本改正により、例えば従来調査研究の活動と認められていなか  
った、いわゆる議員としての補助金の要請あるいは陳情活動等のための  
旅費、交通費、会派単位の会議に要する経費のうち調査研究活動と認め  
られていなかったものについても条例で対象とすることができるように  
なるということでございます。

一方、あくまで議会の議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部を交付するものであるため、議会の議員としての活動に含まない政党活動、選挙活動、後援会活動、それから私人としての活動のための経費などは条例によっても対象にすることができないとされております。

さらに、今回の改正では、現行の収支報告書の提出に加えて、議長は議員活動費の使途の透明性の確保に努めることとされているものでございます。

附則として、この条例は平成25年3月1日から施行する。

大和町議会政務調査費の交付に関する条例（平成14年大和町条例第20号）は廃止をする。そして、この条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用して、条例の施行の目前に前項の規定による廃止前の大和町議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費についてはなお従前の例によるものでございます。

それから、大和町特別職給料等審議会条例（昭和39年大和町条例第34号）の一部を次のように改正するものであります。

第2条中「政務調査費」を「政務活動費」に改めるものでございます。以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前10時58分 休憩

午前11時09分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第 7 「議案第 5号 大和町行政区設置条例」

日程第 8 「議案第 6号 大和町暴力団排除条例」

日程第 9 「議案第 7号 大和町保育所条例」

日程第10 「議案第 8号 大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」

日程第11 「議案第 9号 大和町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」

日程第12 「議案第10号 大和町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例」

日程第13 「議案第11号 大和町町営住宅等整備基準条例」

日程第14 「議案第12号 大和町町道の構造の技術的基準を定める条例」

日程第15 「議案第13号 大和町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例」

日程第16 「議案第14号 大和町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」

日程第17 「議案第15号 大和町移動等円滑化のために必要

な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」

日程第18 「議案第16号 大和町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例」

日程第19 「議案第17号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」

日程第20 「議案第18号 大和町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」

日程第21 「議案第19号 大和町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例」

日程第22 「議案第20号 大和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」

日程第23 「議案第21号 大和町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例」

日程第24 「議案第22号 大和町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例」

日程第25 「議案第23号 大和町認知症高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例」

日程第26 「議案第24号 大和町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例」

日程第27 「議案第25号 大和町営住宅管理条例の一部を改正する条例」

日程第28 「議案第26号 大和町道路占用料等条例の一部を改正する条例」

日程第29 「議案第27号 大和町都市公園条例の一部を改正する条例」

日程第30 「議案第28号 大和町都市下水路条例の一部を改正する条例」

日程第31 「議案第29号 大和町下水道条例の一部を改正する条例」



- 日程第 3 2 「議案第 3 0 号 大和町水道事業の設置等に関する  
条例の一部を改正する条例」
- 日程第 3 3 「議案第 3 1 号 大和町水道事業給水条例の一部を  
改正する条例」
- 日程第 3 4 「議案第 3 2 号 宮床財産区職員定数条例等を廃止  
する条例」
- 日程第 3 5 「議案第 3 3 号 吉田財産区職員定数条例等を廃止  
する条例」
- 日程第 3 6 「議案第 3 4 号 落合財産区職員定数条例等を廃止  
する条例」
- 日程第 3 7 「議案第 3 5 号 平成 2 4 年度大和町一般会計補正  
予算」
- 日程第 3 8 「議案第 3 6 号 平成 2 4 年度大和町国民健康保険  
事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 3 9 「議案第 3 7 号 平成 2 4 年度大和町介護保険事業  
勘定特別会計補正予算」
- 日程第 4 0 「議案第 3 8 号 平成 2 4 年度大和町宮床財産区特  
別会計補正予算」
- 日程第 4 1 「議案第 3 9 号 平成 2 4 年度大和町吉田財産区特  
別会計補正予算」
- 日程第 4 2 「議案第 4 0 号 平成 2 4 年度大和町落合財産区特  
別会計補正予算」
- 日程第 4 3 「議案第 4 1 号 平成 2 4 年度大和町奨学事業特別  
会計補正予算」
- 日程第 4 4 「議案第 4 2 号 平成 2 4 年度大和町後期高齢者医  
療特別会計補正予算」
- 日程第 4 5 「議案第 4 3 号 平成 2 4 年度大和町下水道事業特  
別会計補正予算」
- 日程第 4 6 「議案第 4 4 号 平成 2 4 年度大和町農業集落排水  
事業特別会計補正予算」
- 日程第 4 7 「議案第 4 5 号 平成 2 4 年度大和町戸別合併処理

浄化槽特別会計補正予算」

日程第48「議案第46号 平成24年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第7、議案第5号 大和町行政区設置条例から日程第48、議案第46号 平成24年度大和町水道事業会計補正予算までを一括議題とします。朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長伊藤眞也君。

総務課長（伊藤眞也君）

それでは、議案第5号 大和町行政区設置条例でございます。議案書の1ページでございます。

今回、現行の大和町連絡設置条例、これによります「連絡区」の名称を「行政区」に改めまして、あわせまして内容も見直しをかけまして、新たに大和町行政区設置条例を制定するものでございます。それに伴いまして、大和町連絡区設置条例は廃止するというものでございます。

第1条につきましては、町行政の円滑な運営と効率的な行政事務の執行を図るため行政区を設置するという設置規定でございます。

第2条につきましては、名称及び区域を規定するものでございまして、各地区ごとに表形式に整理をさせていただいたものでございます。

第3条につきましては、区長の任命につきまして規定するものでございまして、各行政区に区長を1名置き、区長は町長が任命するということの規定したものでございます。

第4条は、区長の任期を規定するものでございまして、任期は3年で、再任は妨げないというものでございます。第2項につきましては、任期途中で区長に就任された方の任期を規定したものでございまして、前任者の残任期間とするものでございます。

第5条は、区長の職務について規定するというものでございます。これにつきましては、現在、区長さん方にやっただいておられる広報紙の配布を初めとしまして町と地区住民との協調に関する事など、それらを第1号から次のページになりますが第5号までまとめております。第

6号としまして、その他町長が特に認める事項に関することというものを追加して規定するものでございます。

第6条につきましては、秘密を守る義務、守秘義務について規定したものでございます。

第7条につきましては、区長の報酬の額等については別に条例で定めるものとしたものでございます。

第8条につきましては、委任規定でございます。

附則でございますが、第1項は施行期日について規定したものでございまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

第2項につきましては、この条例の施行に伴いまして現在の大和町連絡区設置条例は廃止するというものでございます。

第3項は、「連絡区」を「行政区」に名称を改めることに伴いまして、大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の中の「連絡区」を「行政区」に改めるものでございます。

第4項につきましては、大和町公民館条例、この中の「連絡区等」、これを「行政区等」に改めるものでございます。

以上でございます。

続きまして、3ページになります。

議案第6号 大和町暴力団排除条例でございます。

この条例につきましては、全国的に暴力団排除機運が高まっている中で、全国の各市町村において暴力団排除条例が制定されている状況にございます。東北におきましては、青森、秋田、山形県、この3県においては全市町村でこの条例が既に施行されております。宮城県では平成23年4月1日から暴力団排除条例が施行されておりますが、他県と比べまして県内の各市町村での制定がおくれている状況にあるということから、宮城県警の暴力団対策課が中心となり県内の全市町村に制定を働きかけている状況にございます。暴力団関係者が事業組合やボランティア団体等などに事業介入を図るケースが見受けられるため、全市町村が制定を図ることにより暴力団が介入できない状況をつくるのが有効でありますので、郡内の4町村におきましては協議を行いまして、条例については同じ内容で3月議会に提案することで進めてきたものでございます。

宮城県の市町村の状況でございますが、35市町村中仙台市を除く34市町村が4月1日からこの条例を施行する予定ということで動いているところでございます。

なお、仙台市につきましても、きのうの新聞ですか、提案する予定ということでの報道があったところでございます。

それでは各条項ごとにご説明をいたします。

第1条は、目的について規定するものでございまして、暴力団排除に関して基本理念を定め、町の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策等を定めることにより暴力団排除を推進し、もって町民生活の安全と平穏を確保するとともに、町における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とするものでございます。

第2条につきましては、この条例で使用する用語について定義をしたものでございます。

4ページになります。

第3条でございますが、社会全体として暴力団を恐れない、暴力団に資金を提供しない及び暴力団を利用しないことを基本理念として推進することを規定するものでございます。

第4条は、町の責務ということで、関係機関と連携をとり、暴力団排除を推進することを規定するものでございます。

第5条につきましては、公共工事等における措置について規定するものでございまして、第1項は暴力団員等を町の入札に参加させないこと、第2項は暴力団員等を下請契約の相手方としないこと、第3項は公共工事等に係る契約において暴力団員等による不当な行為を受けたときは管轄の警察署に通報し、暴力団排除のために必要な協力を行うことを定めるものでございます。

第6条につきましては、公の施設の措置について規定するものでございまして、暴力団の利益となる町の施設の利用の制限もしくは利用の許可や承認を取り消すなどの処分を行うことができることを定めるものでございます。

5ページになります。

第7条でございます。町民が暴力団排除活動に取り組むことができる

よう町から町民への情報提供、助言等必要な支援を行うものとするということを決めるものでございます。

第8条につきましては、第7条に規定する暴力団排除活動に対する支援を講ずるに当たりましては、管轄する警察署との連携を図ることを規定するものであります。第2項につきましては、暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者の安全を確保するため、警察官による保護に関する規定を定めるものでございます。

第9条につきましては、暴力団員等の不法行為に係る訴訟等を提起した者に町から情報提供等の援助を行うことができることを規定するものでございます。

第10条でございますが、暴力団排除の重要性を周知する広報活動等を町が行うことを規定するというものでございます。

第11条につきましては、暴力団排除に関する施策の推進に当たりましては、県及びほかの市町村と連携を図ることを規定するというものでございます。

第12条は、委任規定でございます。

附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長（高橋正春君）

続きまして、議案第7号、6ページをごらんいただきたいと思います。大和町保育所条例についてでございます。

保育所条例につきましては、現在、大和町保育所設置条例、もう1件が大和町保育の実施に関する条例、そのほかに規則としまして保育の実施に関する条例施行規則とあります。これを精査し整合しまして、今回、大和町保育所条例及び保育所の条例の施行規則という場面で整理をさせていただいたものでございます。ご説明いたします。

大和町保育所設置条例の全部を改正するものでございます。

第1条、趣旨につきましては、この条例は地方自治法の規定に基づき保育所の設置及び管理に関して必要な事項を定めるものでございます。

第2条の設置でございます。これにつきましては、児童福祉法第39条に規定する保育所を設置するものと、2につきましては保育所の名称、位置、定員を明示したものでございます。

第3条の保育の実施基準でございます。法第24条第1項の規定に基づく保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ同居の親族その他の者が当該児童を保育できないと認められる場合に行うものと。これにつきましては、保育所に入所する児童の保護者の労働条件、就労条件、家庭環境、その他を基準にしたものでございます。

第4条、保育料につきましては、保育所に入所した乳児または幼児の扶養義務者から保育料を徴収するものということでございます。

第5条、委任につきましては、保育所の管理その他必要な事項は町長が別に定めるというものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。2としまして、大和町保育の実施に関する条例は廃止するものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

続きまして、8ページをお願いいたします。

議案第8号 大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

この新規の条例制定につきましては、地域主権一括法、地方分権に基づきます市町村で対応すべきものは市町村でということになったことに

伴いまして、国におきます法令、特に何々省令、何々施行令とあったものを市町村が独自に条例化し対応することとなったことにより、これまで厚生労働省が定めておりました、その基準に従って都道府県及び市町村が運用しておった指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を大和町という冠をつけまして条例化するものでございます。

この条例につきましては、第1条から第222条と、附則としまして第1条から15条と、全てで112ページございます。大変恐縮でございますけれども、本文の朗読説明につきましては省略をさせていただきますが、条文の内容としましては、入所施設の定期巡回及び訪問に対応する人数を定める基準、介護施設入所者の状況については、ご家族、ご父兄等に対しまして数カ月に1回は必ず説明をしなければならない、訪問家庭に対する訪問家庭への訪問の仕方等の基準を明確に定めまして義務づけしているものでございます。そのような内容を事細かに202条にわたって記述しているものでございます。

これまでの国の基準と全く同じ内容でございますが、一部異なった部分につきましては、この定期巡回及び訪問介護等の記録書類の保存期間が国のほうでは2年間というふうに法律で定めておったものを市町村では5年間というふうに、この部分だけを改正する、内容を変えるものでございます。その理由としましては、市町村では介護報酬の返還請求期間というものは5年間という決まりがございまして、この実態に合わせてその部分だけを変えていくという内容で、あとは全く国の省令のとおりでございます。

それでは議案書の115ページをお願いいたします。

附則の第1条としまして、この条例は平成25年4月1日より施行するものでございます。

続きまして、議案書の120ページ、お願いいたします。

議案第9号でございます。大和町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてでございます。

この条例につきましても、前議案同様でございます、地域主権一括法によるものでございます。

この条例の内容としまして、指定密着型介護予防サービス事業は、利用者の意思及び人格を尊重しまして、常に利用者の立場に立ったサービスを行うこと、さらには地域との結びつきを大事にすることという大原則にのってございまして、1つとしまして従業員の人数について、2つ目としまして機能訓練指導員の人数等につきまして、大きく3点目としましては認知症入所者対応のための家族の同意書、承諾書のとり方などにつきまして、きめ細かに90条48ページにわたって記述しているものでございます。

これにつきましても、大変恐縮でございますけれども、条例案文につきましては説明を省略させていただきます。

その内容につきましては、国の基準そのものに大和町の冠をつけたものでございまして、国の基準と違いますところは前議案と同じでございます、書類の保存期間を5年間と定める内容でございます。

続きまして、議案書の166ページ、附則第1条でございます。

この条例は平成25年4月1日より施行をお願いするものでございます。

続きまして、議案書の168ページをお願いいたします。

議案第10号でございます。大和町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例についてでございます。

この条例につきましても、地域主権一括法によるものでございまして、国におきます介護保険法施行規則が本条文の基準となる省令でございます。

第1条は趣旨でございまして、地域密着型事業所の指定は市町村が定める、大和町が定めるとしております。

第2条としましては、その入所定員は29名以下と定めております。

第3条としまして、介護施設は法人であるという内容でございまして、これまでも当然運用されていた内容を正式に市町村の条例で定めようとするものでございます。

附則としまして、この条例は平成25年4月1日より施行するものでございます。



以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長（大畑憲治君）

続きまして、議案書169ページをお開きになっていただきたいと思  
います。

議案第11号 大和町町営住宅等整備基準条例でございます。

これにつきましては、これまで国の省令等により定められてお  
りました整備基準等について、地域主権一括法の制定に伴い、条  
例として制定いたします。

大変申しわけございませんが、条文等につきましては省略させ  
ていただきたいと思います。

議案書172ページをごらんになっていただきたいと思  
います。

附則といたしまして、第1項につきましては施行期日ということで、  
この条例は平成25年4月1日から施行するものでござ  
います。2項といたしまして経過措置、この条例の施行の際、現  
に存する町営住宅等については、この条例の規定にかかわらず、  
なお従前の例によるものとしたものでござ  
います。

続きまして、議案書173ページをお開きになっていただきたいと思  
います。

議案第12号 大和町町道の構造の技術的基準を定める条例でござ  
います。

これにつきましても、これまで国の省令等により定められてお  
りました整備基準等について、地域主権一括法の制定に伴い、条  
例として制定するものでござ  
います。

条文等につきましては、大変失礼でございますが、省略させ  
ていただきたいと思  
います。

議案書191ページをごらんになっていただきたいと思  
います。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するとい

うものでございます。

続きまして、議案書192ページをお開きになっていただきたいと思いません。

議案第13号 大和町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例でございます。

これにおきましても、これまで国の省令等により定められておりました整備基準等について、地域主権一括法の制定に伴いまして、条例として制定するものでございますので、大変失礼でございますが、条文等につきましても省略させていただきたいと思いません。

議案書194ページをお開きになっていただきたいと思いません。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものとしたものでございます。

続きまして、議案書195ページをお開きになっていただきたいと思いません。

議案第14号 大和町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例でございます。

これにつきましても、前の案件と同じように、今まで国の省令等により定められておりました整備基準等について、地域主権一括法の制定に伴い、条例として制定いたすものでございます。

議案書200ページをお開きになっていただきたいと思いません。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものとしたものでございます。

続きまして、議案書201ページをお開きになっていただきたいと思いません。

議案第15号でございます。大和町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例でございます。

この条例につきましても、地域主権一括法の制定に伴い、町の条例として制定するものでございますので、条文等については省略させていただきたいと思いません。

議案書208ページをお開きになっていただきたいと思いません。

附則といたしまして、1項につきましてもは施行期日、この条例は平成

25年4月1日から施行するものでございます。2項といたしまして経過措置でございます。この条例の施行の際、現に存する特定公園施設については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとするものでございます。

続きまして、議案書209ページをお開きになっていただきたいと思います。

議案第16号でございます。大和町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例でございます。

この議案につきましても、前と同じように、地域主権一括法の制定に伴い、町の条例として制定するものでございますので、条文説明につきましても、大変失礼でございますが、省略させていただきたいと思います。

議案書222ページをお開きになっていただきたいと思います。

附則といたしまして、1項、施行期日でございますが、この条例は平成25年4月1日から施行するものとしたものでございます。

2項といたしましては、経過措置なんです。この条例の施行の際、現に存する河川管理施設等または現に工事中の河川管理施設等がこの条例の規定に適合しない場合においては、当該河川管理施設等については当該規定は適用しない。ただし工事の着手がこの条例の施行の後である改築に係る河川管理施設等についてはこの限りではないとしたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（大須賀 啓君）

総務課長伊藤眞也君。

総務課長（伊藤眞也君）

続きまして、223ページ、議案第17号でございます。大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正につきましては、前年度の平成23年の人事院勧告、これに基づく取り扱いを行うためのものでございまして、昨年度に改正いたし

ました大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、これの附則を改正するというものでございます。

改正内容につきましては、平成25年4月1日から31歳以上38歳未満の職員を対象としまして、1号俸上位の号俸に調整するというものでございます。

この改正につきましては、平成18年度に給与構造改革ということで職員の給料表の大幅な変更がございました。その際に全職員の昇給の抑制というものもあわせて行われております。今回、民間の給与水準と比較しまして、民間より下回っている若年・中堅層、その中の31歳以上38歳未満を対象に給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給の回復を図るというものでございまして、これにつきましては昨年の4月1日にも昇給抑制ありまして、今回の25年4月1日、あと来年の4月1日ということで、3回、この3年間で昇給抑制を図るというものでございます。

皆さんにお配りの新旧対照表、条例議案等の説明資料、議案第17号から第31号、第61号関係という説明資料をお開きいただきたいと思っております。これの1ページでございます。

今回、附則第3条の次に第4条を加えまして、現在の第4条を第5条に繰り下げます。そして附則第4条としまして追加するというものでございまして、ここで規則で定める職員、これは31歳以上38歳未満の職員が対象ということです。4月1日における号俸を1号俸上位の号俸にするということで、1号俸追加するという形の改正をするというものでございます。

議案書の223ページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、224ページでございます。

議案第18号でございます。大和町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましても、条例議案等の説明資料、その2ページをお開きいただきたいと思っております。

今回の改正につきましては、この条例で引用しております「障害者自立支援法」、この法律の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合

的に支援するための法律」と改められたこと、あわせまして同法律の第5条第10項が削除されたことに伴いまして、引用している第5条第12項が第11項に繰り上がったことに伴い改正するものでございます。

新旧対照表2ページ、これにつきましては第1条関係ということでございます。

なお、今回、第1条と第2条に分かれておりますが、これは施行期日が1年ずれておりますことからこのような形の改正ということでございます。

まず、新旧対照表の2ページ、第1条関係でございますが、右側の旧の表中の第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を、この法律の名称が変わりましたことから左側の新のように「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」というふうに改めるというものでございます。

新旧対照表の3ページでございます。第2条関係ということでございますが、これにつきましても第10条の2の2号中、これにつきましては法律の繰り上がりということで、第5条第12項を第5条第11項に改めるというものでございます。

議案書の224ページに戻っていただきまして、附則としまして、施行月日でございます。第1条の規定につきましては平成25年4月1日から施行、第2条の規定は平成26年4月1日から施行するというものでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

それでは、議案書の225ページをお願いしたいと思います。

議案第19号 大和町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例改正につきましても、地域主権一括法によります地方公共団

体の財政の健全化に関する法律の改正によりましての改正をお願いする  
ものでございます。

別冊の条例議案等説明資料、新旧対照表の4ページでもってご説明を  
させていただきたいと思えます。

本条例第3条でございますけれども、これまで普通財産の譲与または  
減額譲渡の被対象団体につきましては他の地方公共団体やその他の公共  
団体に限られておりましたけれども、今般、法律の改正によりまして国  
も該当するようになったため、新たに国を加えようとするものでござい  
ます。

本条例にお戻りいただきまして、附則といたしまして、施行期日につ  
きましては平成25年4月1日とするものでございます。以上でございま  
す。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長高橋正治君。

町民生活課長 （高橋正治君）

議案書226ページ目をごらんいただきたいと思えます。

議案第20号 大和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正  
する条例についてご説明いたします。

改正の要旨といたしましては、地方自治法の改正により基本構想策定  
義務が廃止されたため、所要の改正を行うものでございます。

条例議案等説明資料の5ページ目をごらんいただきたいと思えます。

新旧対照表でございます。

第8条の町は一般廃棄物の減量及び処理に関し、次の各号に掲げる事  
項を定める計画（以下一般廃棄物処理計画という）を地方自治法（昭和  
22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して定めるとありますが、  
この部分の下記の下線の部分を基本構想に当たるため6条を削除するも  
のでございます。

議案書にお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は平  
成25年4月1日から施行するものでございます。以上でございませ

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

続きまして、議案書227ページ、お願いいたします。

議案第21号 大和町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては、条例議案等説明資料の6ページ目をお願いいたします。

今回の改正につきましては、毎年9月に開催しております敬老会時などにおきまして、満80歳以上の皆さんに対しまして町より支給しております敬老祝い金、これまでお一人様5,500円を5,000円と改正をお願いするものでございます。

これにつきましては、昨年夏来より敬老会の開催方法につきまして、区長さん、さらには婦人ボランティアの皆さん等から事あるごとにいろいろご意見を頂戴した中で、敬老会につきましては会場に一人でも多くの敬老者に参加していただき、楽しんでいただくもの、さらには主催する、開催する区長さん初めお世話する皆さんがお世話しやすいようにするのが大事ではないかという声が多くございました。

これにつきましては当初予算でも後でご説明をさせていただきますが、25年度におきましては敬老会の当日の運営に最も欠かせないお手伝いの皆さんの予算の増額とアトラクション代の増額を予定させていただきました。ボランティアの皆さんへの予算としましては、町全体としまして292人分の増額をさせていただき、1地区当たり5人から6人分の増員分を予算措置をさせていただいております。さらには、宴会等最も盛り上げていただきますアトラクションにつきましては、これまで1地区当たり1万円ということをお願いをしておったわけですが、平成25年からは1地区当たり3万円と予算措置をさせていただき、敬老会予算、町全体の予算としましては24年度対比約155万円ほど増額をさせていただいたところでございます。

敬老祝い金につきましては、区長さん方等のご意見の中には5,500円の500円は中途半端という声も多くございましたが、区長さん方、ボランティアの皆さん、さらには民生委員さん方の多くの皆さんのご意見は、敬老祝い金も大事ではあるけれども、敬老会当日、多くの敬老者に参加していただくこと、そういう主催者に目線を合わせた形で考えてくれという声が大分多くございました。そういう関係上、今回、敬老祝い金を、大変恐縮でございますけれども、一律お一人様500円を減額させていただきまして、それにかわりましてアトラクション代、ボランティアの皆さんの手伝い等の予算を増額させてもらうものでございます。

それでは議案書に戻っていただきまして、227ページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例は平成25年4月1日より施行をお願いするものでございます。

続きまして、228ページ、お願いいたします。

議案第22号 大和町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては、条例議案等説明資料の7ページの新旧対照表をお願いいたします。

これにつきましては、本町としましてはひだまりの丘の工房七ツ森に関するものでございます。このたび国の法律改正によりまして、町条例の一部改正をお願いするものでございます。国の法律としまして、障害者のサービス支援について、主にその手続の内容、サービスの内容、サービスの給付内容について明記しておりますが、障害者自立支援法という法律がございますが、この法律が昨年6月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律と名称が変わったことによりまして、本条例の一部ですが、条例第2条のアンダーライン部分の改正をお願いするものでございます。

同時に、第2条の部分につきましては、法律第5条21項を法律第5条25項と改正するものでございますが、法律第5条の中には障害者へのサービスのメニューが記述されておりますが、この中で地域活動支援センターに関する記述の順番に変更、移動がございましたことにより21番目から25番目に移項したことによりまして、町の条例におきましても一部



を改正するものでございます。

それでは議案書228ページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例は第1条部分が平成25年4月1日から施行するものでございまして、第2条につきましては、国の施行日が平成26年4月1日となっておりますことより、それに準じまして平成26年4月1日とお願いするものでございます。

続きまして、議案書の229ページ、お願いいたします。

議案第23号 大和町認知症高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては、説明資料、新旧対照表9ページでございます。

この件につきましては、本町としましてグループホームすずらん、なんてん、けやきさんに適用される条例でございますけれども、この条例第9条の中におきまして、国におきます介護保険法の改正によりまして法律の条項が1項、移項、移動したことによる条例の改正でございます。この介護保険法42条第3項には、グループホームの食事・居住費の利用料金は厚生労働大臣が定める基準により計算した額で、その範囲内で市町村が100分の90を負担するというふうに記述されております。その内容についての改正でございます。

議案書に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は平成25年4月1日より施行をお願いするものでございます。

続きまして、230ページをお願いいたします。

議案第24号 大和町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましても、条例議案等説明資料の10ページをお願いいたします。

第10条の関係でございますが、この条例につきましては、このたびの地方分権の関係によりまして、これまで国、厚生労働省で定めておりましたデイサービスの利用料金の計算基準につきまして、都道府県条例へと移行になったことにより、アンダーライン部分の文言を指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準という名前を宮城県指定居宅サービス等の何々と改正するものでございます。このことに関し

ましては、宮城県は条例改正を昨年12月の県議会におきまして議決しておりまして、市町村におきましても引用される文言を合わせまして改正しようとするものでございます。この国より移行となった県条例につきましては、デイサービスの利用料金の計算比率について詳細に記述されているものでございます。

議案書に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は平成25年4月1日より施行するものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長（大畑憲治君）

それでは議案書231ページをお開きになっていただきたいと思います。

議案第25号 大和町営住宅管理条例の一部を改正する条例でございます。

この改正につきましては、地域主権一括法の関連で町営住宅への入居の際の同居親族要件が廃止されたことにより、また入居される際の収入基準について政令で定められていたものが今回町の条例で定めることになったために改正をお願いするものでございます。

資料の新旧対照表の11ページをごらんになっていただきたいと思います。

第6条の中に入居者の資格という条項があるんですが、ここに2つの条項を追加したことに伴った今回の改正でございます。それから、2項につきましては、収入基準を具体的に金額を定めた条項となっているものでございます。

議案書に戻っていただきまして、232ページ、お開きになっていただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものとしたものでございます。

続きまして、議案書233ページをお開きになっていただきたいと思いま

す。

議案第26号でございます。大和町道路占用料等条例の一部を改正する条例でございます。

この改正につきましては、停留所標識及び待合所の占用料の額が今まで定められていなかったものでございまして、平成25年4月1日からバスターミナルが供用開始されることにあわせ占用料の減免等について定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するというものでございます。

続きまして、議案書234ページをお開きになっていただきたいと思いません。

議案第27号 大和町都市公園条例の一部を改正する条例でございます。

この条例につきましては、今まで国の省令等により定められていた整備基準等について、地域主権一括法の制定に伴い、条例として制定するものでございまして、条文等については大変申しわけございませんが省略させていただきたいと思いません。

議案書236ページをお開きになっていただきたいと思いません。

附則といたしまして、施行期日、1項でございますが、この条例は平成25年4月1日から施行するものとしたものでございます。

2項といたしまして、経過措置でございますが、この条例の施行の際、現に存する都市公園等については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとしたものでございます。

続きまして、議案書237ページ、お開きになっていただきたいと思いません。

議案第28号でございます。大和町都市下水路条例の一部を改正する条例でございます。

この条例の改正につきましても、今まで国の省令等により定められていた整備基準等について、地域主権一括法の制定に伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

議案書238ページ、ごらんになっていただきたいと思いません。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するとい

うものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長（堀籠 清君）

それでは、議案書の239ページをお願いいたします。

議案第29号 大和町下水道条例の一部を改正する条例であります。

別冊の条例議案説明資料20ページになりますが、議案第29号関係の新旧対照表をあわせてごらん願いたいと存じます。

今回の改正の内容であります。これまで国の省令等により定められておりました整備基準等下水道の構造の技術等の基準についてありますが、地域主権一括法の制定に伴いまして、条例に規定するものでございます。

大変恐縮ですが、条文については朗読を省略させていただきたいと存じます。

議案書の240ページの附則でございます。

この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案書の241ページをお開き願います。

議案第30号 大和町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例であります。

別冊の条例議案説明資料22ページ、議案第30号関係の新旧対照表をあ

わせてごらん願いたく存じます。

今回の改正の内容でございますけれども、簡易水道を廃止いたしまして、升沢簡水、根古・若畑簡水、難波・金取南簡水、この3つの簡易水道であります。これを廃止いたしまして、上水道事業と統合するために所要の改正を行うものでございます。

本条例中の「簡易水道事業」の文言を削除いたしまして、第2条第3項1号中、これは給水人口についての規定の部分でございますが、「3万600人」を「2万8,520人」に改めるものでございます。これにつきましては、本町の総合計画の計画人口に整合したものに改正するというふうなものでございます。

同条第4項第1号のこれは計画1日最大給水量についての規定でございますけれども、前段の給水人口に対応いたしました給水量といたしまして、「1万4,200立方メートル」を「1万1,930立方メートル」に改めるものでございます。

また、4条の簡易水道事業の法適用の規定でございますが、これを削除いたしまして、第5条の特別会計の規定につきまして「上水道事業及び簡易水道事業」とあるものを「上水道事業」に改めるものでございます。

議案書の241ページの附則でございますが、この条例は平成25年4月1日から施行するものとしたすものでございます。

次に、議案書の242ページの議案第31号 大和町水道事業給水条例の一部を改正する条例でございます。

別冊の条例議案説明資料23ページになりますが、議案第31号関係の新旧対照表をあわせてごらん願いたく存じます。

今回の改正の内容でございますけれども、議案第30号で簡易水道を廃止いたしまして上水道事業と統合する条例改正に伴いまして、本条例中の「簡易水道事業」の文言を削除いたしまして、またこれまで国の省令等により定められておりました整備等に関する基準につきまして、地域主権一括法の制定に伴いまして条例として制定するというものでございます。

第1条中の「簡易水道事業」の文言を削除するものでございます。

このほか一括法の制定によりまして、布設工事監督者を配置する工事の基準及び布設工事監督者の資格基準、水道技術管理者の資格基準につきまして、条例に規定するものでございます。

大変恐縮であります。条文については朗読を省略させていただきたく存じます。

議案書の242ページの附則でございます。

この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

議案書の243ページをお願いしたいと思います。

議案第32号 宮床財産区職員定数条例等を廃止する条例でございます。

財産区の職員につきましては、常勤での専任職員は配置されておられませんので、定数、分限含む各種勤務条件を規定してございます10の条例につきまして、関係10条例を廃止させていただこうとするものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日につきましては25年4月1日とお願いをするものでございます。

続きまして、244ページをお願いしたいと思います。

議案第33号 吉田財産区職員定数条例等を廃止する条例でございます。

こちらのほうにつきましても、宮床財産区条例と同様の理由によりまして、関係10条例を廃止しようとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日につきましては25年4月1日と考えるものでございます。

245ページをお願いしたいと思います。

議案第34号 落合財産区職員定数条例等を廃止する条例でございます。

こちらのほうにつきましても、宮床財産区、吉田財産区条例と同様の理由によりまして、関係10条例を廃止しようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては25年4月1日から施行すると考えたものでございます。

続きまして、246ページをお願いしたいと思います。あわせまして、歳入歳出補正予算事項別明細書第6号ということで、別冊の資料もございまして、そちらもご準備方よろしくをお願いしたいと思います。

議案第35号 平成24年度大和町一般会計補正予算(第6号)でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出からそれぞれ2,132万3,000円を減額いたしまして、予算額を94億296万3,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

第2条につきましては、明許繰越費を規定したものでございます。

恐れ入りますけれども、議案書の251ページをお願いしたいと思います。

こちらのほうにつきましては、平成25年度へ繰り越しして執行する見込みのあるものにつきまして、限度内での内容で記載をいたしたものでございます。

総務費総務管理費につきましては、町有地でございます旧宮床ダム残土捨て場災害復旧工事でございます。金額につきましては499万5,000円を見込もうとするものでございます。3款民生費児童福祉費につきましては、もみじヶ丘保育所増築実施設計業務でございます。限度額とする金額につきましては126万円でございます。土木費道路橋りょう費につきましては3件ございまして、橋梁点検業務、天皇寺橋ほか39橋でございます。920万4,000円でございます。舗装新設工事、町道吉田落合線でございます。限度額とする金額につきましては2,475万4,000円でございます。天皇寺地区ほか排水路整備工事、限度額とする金額につきましては607万5,000円でございます。続きまして、災害復旧費、東北関東大地震災害復旧費につきましては、橋梁災害復旧工事樵橋八幡堂歩道橋でございます。限度とする金額につきましては3,900万8,000円でございます。

続きまして、252ページをお願いしたいと思います。

第3条の債務負担行為補正に係ります第3表でございますけれども、いずれも本年度中に契約行為を行いまして、翌年度事業執行に支障を来さないための措置でございます、債務負担行為の追加といたしまして、外国語指導助手業務委託、期間につきましては平成25年度、限度額につきましては1,036万4,000円でございます。2点目につきましては、軽可搬消防ポンプ購入事業、期間につきましては平成25年度、限度額につきましては79万3,000円の2件でございます。

続きまして、253ページをお願いしたいと思います。

第4条地方債補正の追加、第4表でございます。

単独の林道施設災害復旧事業債、林道高倉線の分でございます、770万円の追加でございます。

254ページをお願いしたいと思います。

同じく地方債の変更でございますけれども、それぞれ3事業の変更でありまして、3事業合わせまして5,640万円の減額補正をお願いしようとするものでございます。

255ページをお願いしたいと思います。

こちらのほうにつきましても地方債の廃止でございます、それぞれ記載の2事業を廃止するものでございます。廃止する金額につきましては合計430万円となるものでございます。

続きまして、別冊の事項別明細書のほうの3ページをお願いしたいと思います。

補正予算のまず歳入部分でございます。

町税の町民税、固定資産税につきましては、平成24年度の収入見込みの額によりまして追加を見込むものでございます。軽自動車税につきましては、収入実績により現年分、滞繰分合わせまして94万1,000円の減額補正となるものでございます。町たばこ税につきましては、収入見込みによりまして4,955万2,000円の追加を見込もうとするものでございます。

9款国有提供施設等所在市町村交付金でございますけれども、額の確定によりまして448万7,000円の減額でございます。

4ページをお願いしたいと思います。

10款地方特例交付金につきましては、2,115万4,000円と額の確定による



もの、12款交通安全特別交付金につきましては440万円と確定したことによりまして、それぞれ減額の補正をお願いしようとするものでございます。

13款分担金負担金 1 項分担金 2 目教育費分担金につきましては、日本スポーツ振興センターに対します収入見込みによる減額調整となったものでございます。同じく 2 項負担金 1 目民生費につきましては、老人保護措置費と保育所保育料確定見込みによります811万3,000円の増額補正でございます。

14款使用料及び手数料につきましては、七ツ森生産直売所及び道路占用料の確定見込みによる29万7,000円の調整となっているものでございます。

5 ページをお願いしたいと思います。

同じく 2 項手数料につきましても、狂犬病予防集合注射手数料確定によります42万8,000円の減額でございます。

15款国庫支出金 1 項 1 目民生費国庫負担金につきましては事業確定によります330万9,000円の減額、2 目災害復旧費国庫負担金につきましては復旧事業費の額の確定によります4,433万8,000円の減額でございます。3 目教育費国庫負担金につきましては、宮床中学校体育館建設に係ります負担金 5 万2,000円の増額交付設定があることによるものでございます。

2 項国庫補助金でございますけれども、主に事業執行によります補助金の調整となっているものであります。

6 ページの 3 目土木費国庫補助金につきましては、吉田落合線道路改良事業の521万4,000円の増額、新たに主要橋梁点検のための補助金506万1,000円の追加を見込もうとするものでございます。同じく 3 項国庫委託金につきましては、記載されてございます 3 事業の確定によります 9 万6,000円の増額となるものでございます。

16款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金につきましては、それぞれの算定基準での精算、それから事業執行によります減額となったものでございます。

7 ページをお願いしたいと思います。

県補助金でございますけれども、こちらにつきましても事業実績見込

みによります250万6,000円の減額を見込もうとするもの、3項県委託金につきましては人口動態調査費委託金確定見込みによるものでございまして、4,000円の増額でございます。

続きまして、8ページでございますけれども、17款財産収入につきましては、東北電力株配当金が本年度は見込めないための10万8,000円の減額補正でございます。

19款繰入金1項特別会計繰入金につきましては、宮床財産区からの浄化槽設置事業の補助金の繰り入れを当初見込んだものでございますけれども、事業実績がなかったことによりましての52万1,000円の減額、同じく2項基金繰入金につきましては財源の見通しがつかしましたことから財政調整基金の取り崩しを全てなくそうとするものでございます。

20款繰越金につきましては、財源調整のための繰越金91万9,000円の計上でございます。

21款諸収入3目貸付金元利収入につきましては、土地区画整理事業推進のための貸付金におきまして償還の申し出があったことによりまして5,120万円を見込もうとするものでございます。

9ページをお願いしたいと思います。

21款諸収入5項雑入につきましては、1目は学校給食費の確定見込みによります533万6,000円の増額、2目につきましては場外車券売場交付金の確定見込みによります150万円の増額、3目雑入につきましては記載されてございます3つの項目での確定見込みによるものでございます。

なお、地域振興事業助成金につきましては宝くじ事業に係ります配分でございます。

22款町債は、それぞれの事業確定見込みによるものでございまして、6つの事業で5,300万円の減額を見込もうとするものでございますけれども、この中で主なものにつきましては2節災害復旧費5,640万円の減額が主なものとなっております。

歳入につきましては以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

総務課長伊藤眞也君。

総務課長（伊藤眞也君）

続きまして、10ページになります。

歳出部分でございます。

1款1項1目議会費2節給料、3節職員手当等及び4節共済費につきましては、人件費の調整を行ったものでございます。以下各款の2節、3節、4節の人件費関係につきましては人件費の調整によるものでございますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

12節役務費につきましても精算見込みにより減額とするものでございます。

18節備品購入費も精算見込みにより減額とするものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、政務調査費の精算見込みにより減額するものでございます。

次に、2款1項1目一般管理費でございます。

1節報酬につきましては、特別職報酬等審議会委員の報酬を減額するものでございます。平成24年の人事院勧告が給料、ボーナスともに改正はございませんでした。それで、審議会の開催をしませんでしたので、委員の報酬を減額するものでございます。

11ページに入りまして、18節備品購入費及び27節公課費につきましては、町長車の購入に伴う精算により減額するものでございます。

2目文書広報費でございます。

1節報酬及び9節旅費につきましては、情報公開審査会と個人情報保護審査会委員の報酬でございまして、2回見込んでおりましたのが1回の開催となりましたので、精算見込みにより減額するものでございます。

11節需用費につきましては、「広報たいわ」の印刷製本に係る精算見込みにより減額するものでございます。

議長（大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

5目財産管理費でございますけれども、11節修繕料につきましては鶴  
巣防災センターの調理室床及び火災警報器に係ります修繕経費でござい  
ます。

13節業務委託料につきましては、町有地除草業務委託確定によります  
減額でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

まちづくり政策課長千葉恵右君。

まちづくり政策課長 （千葉恵右君）

続きまして、6目企画費でございます。

企画管理費及び町民バス運行事業費に係るものでございます。

8節報償費につきましては、地域公共交通会議委員会の謝金でござい  
まして、本年度の精算見込みによるものでございます。

13節委託料につきましては、町民バス運行业務委託料の入札の結果の  
入札差金の減額によるものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、町民バスの車両修理時の代車  
借り上げ等の金額でございます。

15節工事請負費でございますが、テレビ共同受信施設の共架線の移設  
工事が発生した場合の工事費を予定しておりましたが、本年度は移設工  
事がないという見通しがつきましたので減額をするものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、全国山村振興連盟及び地  
域活性化センターの負担金につきましては震災により免除となったもの  
と、それからダム発電関係市町村全国協議会については精算見込みによ  
る減額でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務課長伊藤眞也君。

総務課長 （伊藤眞也君）

7目電子計算費でございます。

13節委託料につきましては、電算機器の保守点検委託に係る精算見込みにより減額するものでございます。

14節につきましても機械借上料等の精算見込みによる減額をするものでございます。

13目諸費の総務課分でございますが、表彰費に関するものでございます。8節報償費につきましては、功労者の表彰式等に係る記念品代の精算に伴い減額するものでございます。

議長 長（大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長（大畑憲治君）

都市建設課の所管の分ということで、11節需用費でございますが、防犯灯の電気料に伴う光熱費の補正をお願いするものと、それから修繕料といたしまして防犯灯の修繕料をお願いするものでございます。以上でございます。

議長 長（大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

財政課所管の財産区地域振興費の19節負担金及び交付金に係るものでございまして、こちらのほうにつきましては財産区からの繰り入れによりましての宮床地区浄化槽設置補助金でございますけれども、本年度の事業実績見込みがないことによります減額をお願いしようとするものでございます。

議長 長（大須賀 啓君）

税務課長庄司正巳君。

税務課長（庄司正巳君）

2 項徴税費 2 目賦課徴収費の 4 節共済費につきましては、事務補助員の社会保険料に係るものでございます。8 節報償費につきましては、納税貯蓄組合に対する報償金などの精算見込みにより減額するものでございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）  
総務課長伊藤眞也君。

総務課長（伊藤眞也君）

13ページになります。

4 項 3 目大和町土地改良区総代選挙執行費でございます。選挙の経費、確定したことに伴いまして精算するものでございます。

1 節につきましては選挙管理委員の報酬、9 節につきましては選挙管理委員の費用弁償、11 節につきましては消耗品費等及び12 節につきましては郵送料の精算に伴いそれぞれ減額するものでございます。

6 項 1 目監査委員費でございます。

1 節報酬につきましては、監査委員の報酬の精算見込みによる減額でございます。9 節旅費につきましても監査委員の費用弁償及び旅費の精算見込みにより減額するものでございます。

議長（大須賀 啓君）  
保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

続きまして、3 款民生費でございます。

1 項 1 目社会福祉総務費でございます。

28 節繰出金につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計への精算見込みによる繰り出しでございます。

2 目老人福祉費でございます。

8 節報償費、11 節需用費につきましては、敬老会事業の完了に基づきます減額でございます。敬老者の記念品、食糧費、事務用品、配布物の

印刷等の精算によるものでございます。

12節につきましては、介護給付費の支払審査手数料の精算でございます。国保連への精算でございます。

19節につきましては、補助金でございます。となり組活き生きサロン事業並びに老人クラブ事業の完了実績見込みによります減額補正でございます。

20節扶助費でございます。これにつきましては、老人の保護措置費としまして偕楽園の入所者、当初6人ほど見込んでおったわけですがけれども、入所者が5名と確定したことによる精算による補正でございますとともに、敬老祝い金等特にお元気で100歳を迎えた方、ことし3名でございました。その方々への敬老祝い金が確定したことによる精算による減額でございます。

23節につきましては償還金でございます。平成23年度の老人クラブの事業におきまして、平成23年度は震災の関係によりまして老人クラブの活動、補助対象となる活動が激減したことによりまして、23年度事業の精算実績に基づきまして24年度に、今回宮城県に精算として補助金の返還を行うものでございます。

28節につきましては繰出金でございますけれども、介護保険特別会計への決算見込額に対します必要経費を繰り出すものでございます。

続きまして、4目障害者福祉費でございます。

7節賃金につきましては、精神相談、特にストレス相談でございますけれども、それに係ります保健師の賃金及び障害者区分の認定調査に係る看護師の賃金でございますけれども、事業完了見込みによります精算でございます。

次のページをお願いします。

13節委託料につきましては、相談支援事業としまして、訪問入浴サービス、日中一時支援等介護事業所への委託業務ですがけれども、実績精算見込みによる減額でございます。

20節扶助費でございます。これにつきましては、重度障害者への日常生活用具、補装具等の扶助費でございますが、実績見合いによりましてそれぞれ減額するものと、更生医療給付、特に透析、ペースメーカー等

におきます実績見合いの減額でございます。

続きまして、5目ひだまりの丘管理費でございます。

11節需用費につきましては、ひだまりの丘のデイサービスのお風呂が1月に故障いたしまして、これの修理費用でございます。これにつきましては湯沸かしろ過循環ポンプが故障したことに伴いまして、現在は暫定的に沸いたお湯をホースで職員が毎日送っているという暫定措置を行っておりますが、今回この修理代をお願いするものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

町民生活課長高橋正治君。

町民生活課長（高橋正治君）

6目後期高齢者福祉総務費でございます。

28節繰出金は後期高齢者医療特別会計への繰り出しを減額するもので、保険基盤安定負担金の確定、事務費繰り入れの調整に伴い減額補正をするものでございます。

議長（大須賀 啓君）

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長（高橋正春君）

3款2項1目児童福祉総務費でございます。

8節、9節につきましては、子供虐待防止推進事業におけます精算によるものでございます。13節、安心子育て医療費助成事業でございますが、これにつきましては国保連への業務の支払いの実績見込みによるものでございます。20節扶助費でございますが、安心子育て医療費助成に要する実績見込みによるものでございます。

続きまして、2目児童措置費20節扶助費であります。児童手当支給事業費に要する実績見込みによるものでございます。

3目母子福祉費20節扶助費でございますが、母子・父子家庭医療費に



要する実績見込みによるものでございます。

4目保育所費につきましては、13節委託料は認可保育所運営費精算見込みによるものと、もみじヶ丘保育所増設実施設計業務委託に要する経費を計上したものでございます。19節補助金につきましては、認可外保育施設2カ所の精算見込みによるもの、また、菜の花保育園延長保育事業に要したもので、精算見込みによるものでございます。

5目児童館費でございます。12節通信運搬費につきましては、実績見込みによる児童館の電話料の補正をお願いしているところでございます。14節使用料及び賃借料については、遠足用のバス代の精算によるものでございます。18節備品購入費につきましては、もみじヶ丘児童館の備品の購入に充てたいということでございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

続きまして、17ページ、お願いいたします。

3項災害救助費1目復興支援費19節補助金でございます。これにつきましては、本町が単独で創設いたしました震災住宅等への復旧費用としまして、融資を行った方への利子補給補助金でございます。これにつきましては24年当初10件分ほど見込んでおったところでございますけれども、実績としまして35件になったことによる補正をお願いするものでございます。

続きまして、4款衛生費1項1目保健衛生総務費28節の繰出金につきましては、戸別合併処理浄化槽特別会計への決算見込みによる繰出金を減額するものでございます。

2目予防費12節役務費につきましては、各種検診の切手代等通知代の精算による減額でございます。

13節の委託料につきましては、各種健康診断業務及び予防接種の委託料でございますけれども、業務及び個人説明会等の業務が完了したことに伴います精算による減額をお願いするものでございます。

23節償還金でございますけれども、これにつきましては平成23年度のがん検診事業におきまして事業実績精算により国庫補助金が確定したことに伴いまして、24年度で償還を行うものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

町民生活課長高橋正治君。

町民生活課長（高橋正治君）

4款1項3目環境衛生費でございます。

13節につきましては、エコファクトリーの水質検査、大気汚染検査、公害対策費の騒音測定業務、河川水質調査業務、引き続きまして狂犬病予防注射業務の実績による減額でございます。

議長（大須賀 啓君）

農業委員会事務局長石垣敏行君。

農業委員会事務局長兼農林振興対策官（石垣敏行君）

18ページをお願いいたします。

5款1項1目農業委員会費でございます。

9節旅費につきましては、農業委員研修等の事業確定による旅費の減額でございます。

13節委託料につきましては、農家基本台帳システム保守点検料につきまして、導入初年度ということであり、保証内でのメンテナンス対応が可能であるということでの減額になります。

14節使用料及び賃借料につきましては、農業委員研修の際のバス借上料などの事業費確定による減額でございます。

19節負担金につきましては、記載の2団体につきまして負担金の額が確定したことによる減額でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長高橋 久君。

産業振興課長（高橋 久君）

続きまして、3目農業振興費でございます。

19ページをお開きいただきたいと思っております。

9節旅費につきましては、認定農業者の視察研修会に要したものでございまして、実績によるものでございます。11節需用費につきましては、農地・水保全管理支払交付金、対象地区が7地区ふえましたことに伴いまして、その事務費に対する県の補助がありましたことから、これに対応するものでございます。19節補助金につきましては、事業費の確定によるものでございますが、産直リースハウスの事業費につきましては当初1棟を予定しておりましたが、4棟にふえたことによるものでございます。

続きまして、5目農地費でございますが、19節補助金につきましては三ヶ内、檜和田、西川、大平の排水機場がございまして、その維持管理に要するものでございまして、本年修繕等により事業費が多少多くなっておりまして、増によりましてこれに対応するものでございます。28節繰出金につきましては、事業費の確定見込みにより減額をいたすものでございます。

6目水田農業対策費12節役務費につきましては、人・農地プラン作成に向けたアンケート調査を年末年始で行いまして、これにつきましては手渡しで配布回収いたしましたので、郵送料について減額をいたすものでございます。14節使用料につきましては、水田農業先進地視察研修会のバス借上料について実績により減額をいたすものでございます。

続きまして、20ページの2項林業費1目林業振興費でございますが、15節工事請負費につきましては、林道長倉線の横断溝の設置工事の請負額確定によるものでございます。19節補助金につきましては、吉田財産区等が取り組んでおります作業路網の改良活動等の事業の確定見込みによるものでございます。

続きまして、6款1項2目商工振興費19節負担金及び補助金につきましては、中小企業振興資金の実績及び企業立地奨励金の額の確定による

ものでございます。

21ページをお開きいただきたいと思います。

3目観光費でございます。

13節委託料につきましては観光施設管理運営委託料の確定によるものでございます。

19節負担金の県観光連盟の負担金につきましては、昨年に引き続き本年度も申請による減額措置を行ったことによりまして減額されるものでございます。それから、宮城まるごとフェスティバル出展料に係るものでございますが、昨年10月13、14日に開催されましたが、13日には強風が吹き荒れまして、大和町ブースが使用禁止となりましたことで、これに伴いましてその分を減額となったものでございます。まほろば夏まつり実行委員会への補助金につきましては、県からの補助もございましたが、精算見込みにより減額をいたすものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長（大畑憲治君）

続きまして、21ページをごらんになっていただきたいと思います。

7款土木費でございます。

1項土木管理費の土木総務費でございます。これにつきましては、2節から4節までにつきまして人件費の調整をさせていただいたものでございます。

続きまして、2項道路橋りょう費1目道路維持費でございます。これにつきましては、除雪、融雪の作業に伴う補正をお願いするものでございます。1月の議会におきまして3,000万円の補正をいただきまして、1月末現在で除融雪業務委託費につきましては8,400万円の予算があったわけでございますが、1月末現在で7,960万円の執行をしたもので、残金が440万円というふうな予算になっておりますので、この金額をお願いするものでございます。

2目道路新設改良費でございます。これにつきまして、2節から4節につきましては人件費の調整というふうなことでございます。

それから、13節委託料につきましては、橋梁の点検ということで、橋長15メートル以上の40橋、点検を実施するものに伴った補正でございます。委託料につきましては、道路台帳作成業務委託の確定による減額でございます。

22節補償補填及び賠償金でございますが、これにつきましては町道の柿木線の事業費確定による減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、22ページ、ごらんになっていただきたいと思えます。

7款4目都市計画費1目都市計画総務費でございます。これにつきましては、人件費の調整をお願いするものでございます。

2目下水道費でございます。これにつきましては下水道事業特別会計のほうに繰り出しをさせていただくものでございます。

3目公園費でございます。これにつきましては事業の確定によるものでございます。

続きまして、5項住宅費でございます。これにつきましても事業費の確定による減額補正をお願いするものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

総務課長伊藤眞也君。

総務課長（伊藤眞也君）

それでは、23ページ、お願いいたします。

8款1項1目常備消防費でございます。

19節負担金につきましては、黒川地域行政事務組合の大和町分の消防経費が確定したことによりまして負担金を追加するというものでございます。

2目非常備消防費の19節負担金につきましては、非常勤消防団員補償報償組合の負担金の確定したことによりまして減額するものでございます。

3目消防施設費の19節負担金につきましては、升沢簡易水道配水管の

布設がえ工事にあわせまして地上式の消火栓 1 基設置したことに伴う負担金でございます。

5 目災害対策費でございます。

13 節につきましては、木造戸建て住宅耐震診断士派遣業務及び家具転倒防止業務、これに係る経費が確定したことによりまして減額するものでございます。

19 節につきましては、負担金は地域衛星通信ネットワーク市町村等無線局管理負担金が確定したことにより減額するもの、補助金につきましては木造住宅耐震改修工事助成金、当初 3 戸分見ておりましたが、今回申し込みがありませんでしたので、その分の金額を減額するものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 （菅原敏彦君）

それではご説明申し上げます。

9 款教育費 1 項教育総務費 1 目教育委員会費でございます。

12 節役務費の広告料につきましては、広告がなかったことによります減額でございます。

続いて、24 ページのほうをお願いいたします。

14 節使用料及び賃借料の有料道路通行料につきましては、費用がなかったことによります減額でございます。

次に、2 目事務局費でございます。

8 節報償費につきましては、小中連携英語推進事業並びに学力向上パワーアップ事業におけます精算見込みによります減額をお願いするものでございます。

9 節旅費につきましては、小中連携英語推進事業における精算見込みによります補正をお願いするものでございます。

11 節需用費の消耗品につきましては、用紙代の補正をお願いするものでございます。

12節役務費の手数料につきましては、全国学力調査の実施精算見込みによります減額でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、補助金としまして私立幼稚園 8 幼稚園に対します幼稚園就園奨励費の精算見込みによります減額をお願いするものでございます。

続きまして、2項小学校費 1目学校管理費でございます。

1節報酬につきましては、学校医及び薬剤師の報酬につきまして、確定によります減額でございます。

7節賃金につきましては、プールの監視員の賃金での確定によります減額でございます。

8節報償費につきましては、精算によります減額でございます。

11節需用費につきましては、燃料用灯油の値上がりと今冬の厳しい寒さの影響によります消費量の大幅な伸びということによります燃料費及び電気代について追加の補正をお願いするものでございます。

13節委託料につきましては、教職員、児童の健康診断等の額の確定及び学校業務員業務委託の確定によります減額をお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、講習会並びに日本スポーツ振興センター災害共済負担金の精算見込みによります減額をお願いするものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

同じく負担金のところですが、特別支援学級設置校負担金及び郡学校保健会の負担金の額確定によります減額をお願いするものでございます。

続きまして、2目教育振興費でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、「たいわっ子」芸術文化推進事業での車借上量の確定によります減額をお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、交付金といたしまして遠距離通学児童保護者への交付確定によります減額をお願いするものでございます。

続きまして、9款3項中学校費 1目学校管理費についてでございます。

11節需用費につきましては、燃料用灯油の値上がり、そして今冬の厳

しい寒さの影響によります消費量の大幅な伸びということによりまして、燃料費及び電気代の追加で補正をお願いするものでございます。

12節役務費の通信費につきましては、インターネット使用料の支払い不要になりましたことによりまして減額をお願いするものでございます。

13節委託料につきましては、学校業務の委託の確定等によります減額をお願いするものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、宮床中学校での難波からの通学用タクシー借上料の精算見込みによります補正をお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましてはの補助金でございますが、東北中学校アイスホッケー競技大会出場に要した経費について補助をいたしたいものでございます。

次に、教育振興費でございます。

7節賃金につきましては、学校図書支援員の精算見込みによります減額をお願いするものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

8節報償費につきましては、進路指導時の謝礼分が学校で対応になりましたことによりまして減額をお願いするものでございます。

13節委託料につきましては、外国語指導助手業務委託の確定によります減額をお願いするものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、「たいわっ子」芸術文化事業での車借上料の確定によります減額をお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、国際化推進自治体負担がなくなりましたことによります減額をお願いするものでございます。

20節扶助費につきましては、要保護及び準要保護児童生徒援助費につきまして、精算見込みによります減額をお願いするものでございます。

続きまして、4目中学校建設費につきましては、公立学校施設整備費国庫負担金の額の確定によります財源の振りかえをお願いするものでございます。

以上でございます。



議長（大須賀 啓君）

生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長（森 茂君）

それではご説明申し上げます。26ページをお願いします。

9款4項1目社会教育総務費でございますが、8節報償費につきましては11節需用費に組み替えをいたしまして、共同教育推進事業の啓発ポスター作成及びボランティアスタッフ用のジャンバーを購入するものでございます。

9節旅費につきましては、原阿佐緒賞の事業確定によります減額でございます。

13節委託料につきましては、パソコン教室の事業確定によります減額でございます。

続きまして、2目公民館費、27ページ、お願いします。

19節負担金補助及び交付金でございます。これにつきましては、県青年体育大会兼青年文化祭負担金につきまして、震災により負担金が免除されたことに伴いまして減額するものでございます。

続きまして、3目文化財保護費でございます。

7節賃金につきましては、事業確定に伴いまして精算見込みにより事務補助員、作業員分賃金の減額をお願いするものでございます。

8節報償費につきましては、郷土史講座及び文化財めぐりの講師謝礼につきまして、事業確定に伴い減額をお願いするものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、文化財発掘作業に係ります重機の借上料並びに文化財めぐりの際のバス借上料につきまして、事業確定に伴う精算見込みにより減額をお願いするものでございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。

13節委託料につきましては、教育ふれあいセンター業務員の業務委託の確定によります減額をお願いするものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長（森 茂君）

続きまして、27ページ、お願いいたします。

9款5項4目総合運動公園管理費14節使用料及び賃借料でございます。これにつきましては、印刷機のリース料、精算見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、5目ダイナヒルズ公園管理費でございますが、13節委託料につきましては施設管理業務委託料の精算見込みによります減額をお願いするものでございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

続きまして、28ページをお願いいたします。

7目学校給食センター費でございます。

11節需用費につきましては、学校給食賄い材料の児童生徒、教師の実績見込みによります補正をお願いするものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長高橋 久君。

産業振興課長（高橋 久君）

続きまして、10款災害復旧費 1 項 1 目農業用施設災害復旧費15節工事請負費につきましては、林道高倉線の増破工事に伴います額の確定によりまして減額をいたすものでございます。よろしく申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長（大畑憲治君）

同じく10款 2 項公共土木施設災害復旧費でございます。

この項目につきましては、昨年 5 月 3 日から 4 日にかけて大雨による災害復旧費でございます。これにつきましても事業費の精算によりまして今回減額をお願いするものでございます。

続きまして、3 項東北関東大地震災害復旧費でございます。

これにつきましては、補助事業分がマイナスの補正、単独分といたしまして災害査定後、たび重なる余震によりまして増破した箇所の単独分の補正をお願いするものでございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

続きまして、6 目教育施設災害復旧費につきまして、公立学校施設災害復旧費国庫負担金の額の確定によります財源振りかえとなってございます。よろしくお願いいいたします。以上です。

議長（大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

29ページをお願いしたいと思います。

11款公債費でございますけれども、元利償還金の確定によります調整となつてございます。元金につきましては災害援護資金償還金の確定によります14万3,000円の減額、利子につきましては財政融資資金の確定によりましての6万3,000円の追加をお願いするものでございます。

一般会計歳出につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後2時00分 休憩

午後2時12分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民生活課長高橋正治君。

町民生活課長（高橋正治君）

議案書256ページをお願いいたします。

議案第36号 平成24年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算（第4号）でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,009万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億4,120万6,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

事項別明細書の38ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款国民保険税 1 項 1 目、2 目につきましては、国民健康保険税でございます。今年度の国保税の収納推移、それに基づきまして補正を予定いたしました。39ページの3 款国庫支出金 1 項国庫負担金、2 目、3 目でございますが、これにつきましては、それぞれ医療実績ないしは業務実績に基づきまして国庫負担金が確定したものによる補正でございます。

2 項国庫補助金の 1 目財政調整交付金につきましては、船形コロニー入所者に対する医療費に充当するものでございまして、特別調整交付金の見込みによる補正でございます。

3 目災害臨時交付金につきましては、額の確定により増額するものでございます。

5 款 1 項 1 目前期高齢者交付金は、確定により減額するものでございます。

6 款県支出金 1 項県負担金 1 目高額医療費共同事業負担金は確定により増額、2 目特定健診等負担金は確定により減額するものでございます。

40ページをお開き願いたいと思います。

2 項県補助金 1 目調整交付金は確定による増額、2 目民生費県補助金は確定により減額するものでございますが、この中で乳幼児医療費助成運営強化補助金と申しますのは、国保の医療費の32%が国から来ているものでございますが、乳幼児等の医療費が無料ということで、余計かかるということで、国費が減額されております。その分につきましては県が2分の1、町が2分の1で、町のほうから繰出金として2分の1が出されるというものでございます。2 節特定健診等補助金につきましては被災者の支援分、特定健診でございまして、10割が県の補助金として来ております。

7 款共同事業交付金 1 項 2 目保険財政共同安定化事業交付金は、確定により増額するものでございます。

9 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金は、1 節は減額、3 節、4 節は増額、5 節は減額とし、繰り入れ額の決定により補正するものでございます。

2 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金は、財源不足により基金を取り崩し繰り入れするものでございます。

10款 1項繰越金 2目その他繰越金は、前年からの繰越金を追加補正するものでございます。

11款 諸収入 4項 1目一般被保険者第三者納付金の増額は、交通事故等で国保を使った際に加害者が国保に立てかえた分について費用するものでございまして、増額するものでございます。

続いて、42ページ目をお開き願いたいと思います。

歳出でございます。

1款 総務費 1項 1目一般管理費は、人件費等の調整でございます。

2款 保険給付費 1項療養諸費 1目一般被保険者療養給付費は、医療費の増加によりまして2億341万5,000円の増額となっております。2目退職被保険者等療養給付費は実績見込みによる減額でございます。3目一般被保険者療養費、コルセット代や一時立てかえ払いの一部負担金でございますが、財源の振りかえを行うものでございます。

43ページでございます。

2款 2項高額療養費 1目一般被保険者高額療養費19節負担金は、実績見込みによる増額補正を行うものでございます。

3款 後期高齢者支援金等 1項 1目19節は、負担金の実績見込みによる減額をしたものでございます。

5款 介護給付金 1項 1目19節は、実績確定による減額補正を行うものでございます。

6款 共同事業拠出金 1項 1目は、財源の振りかえを行ったものでございます。2目保健財政共同安定化事業拠出金につきましては、実績確定による減額補正を行うものでございます。

44ページ目をお開き願いたいと思います。

7款 保健事業費 1項 1目につきましても、特定健康診査等事業費の財源の振りかえを行ったものでございます。

9款 諸支出金 1項 2目退職被保険者等保険税還付金23節償還金利子及び割引料は、平成23年度等の還付金確定による増額補正を行うものでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

続きまして、議案書259ページ、お願いいたします。

議案第37号 平成24年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）でございます。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億995万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億2,122万1,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

事項別明細書の49ページ、お願いいたします。

歳入でございます。

1款保険料1項1目第1号被保険者保険料につきましては、1節現年度分特別徴収保険料、2節現年度分普通徴収保険料につきましては、それぞれ保険者数の確定など調定額の確定見合いによる補正をお願いするものでございます。

3款国庫支出金1項1目介護保険給付費につきましては、国からの定まった定額の法定負担分の給付見込みによる増額の補正でございます。

2項国庫補助金1目調整交付金1節につきましては、現年度分の調整交付金でございます。国からの法定負担分の交付見込み額による補正でございます。3節特別調整交付金につきましては、平成24年度の前半4月から9月まで行いました介護保険料の減免、震災減免でございます。これの補填分の交付見込み額の計上でございます。

2目地域支援事業交付金につきましては、1節につきましては現年度分事業確定見込みによる減額の補正でございます。

3目地域支援事業交付金（包括的支援事業）でございますけれども、この1節につきましても現年度分補助金の確定見込みによる補正でございます。

4目災害臨時特例補助金1節災害臨時特例補助金につきましては、平成23年度の介護保険料の減免に対しまして国から補填補助金実績に伴いまして確定したことに伴いまして、平成23年度不足分となっておった分につきましては本年度交付されることになったことによるものでございます。

次に、50ページでございます。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費負担金1節につきましては、介護保険料の法定負担分29%、これにつきましては40歳から64歳の現役世代の皆さんの負担分でございます。介護保険給付費見込み額に比例しまして交付額が増額となるものでございます。

2目地域支援事業支援交付金1節につきましては、現年度分事業の確定見込みによる減額の補正でございます。

5款県支出金1項1目介護給付費負担金1節現年度分につきましては、県の法定負担分、12.5%相当分でございますが、介護保険給付費の見込み額から補正をするものでございます。

3項県補助金1目地域支援事業交付金（介護予防事業）でございますけれども、1節につきましても現年度分の事業確定見込みによる減額をお願いするものでございます。

2目地域支援事業交付金（包括的支援事業）でございます。1節の現年度分につきましては、確定見込みによる減額でございます。

7款繰入金1項1目一般会計繰入金及び51ページの2項1目財政調整基金繰入金につきましては、本年度最終決算見込みに伴います繰り入れ補正でございます。

9款諸収入3項4目雑入につきましては、高齢者の給食サービス利用個人負担金でございます。実績見合いの補正、減額をお願いするものでございます。

次のページでございます。歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費11節需用費24万3,000円につきましては、公用車プリウスのバッテリー代金をお願いするものでございます。15節工事請負費につきましては、グループホームすずらの火災報知器交換工事の執行残を減額するものでございます。



2 款保険給付費 1 項 1 目から 4 目につきましては、それぞれの介護サービス業務の実績見合いの補正をお願いするものでございます。

53ページをお願いいたします。

2 項高額介護サービス等費の 1 目から 3 目につきましては、介護医療の高額者への補填する事業でございまして、事業費確定見込みによる補正としまして、同時に財源振りかえも行うものでございます。

3 項介護予防サービス等諸費 1 目から 2 目につきましては、ケアマネジャー等による介護予防ケアプラン策定に要する費用でございまして、実績見合いの補正でございます。

4 項特定入所者介護サービス等費 1 目特定入所者介護サービス等費につきましては、要介護者が老人福祉施設、老人保健施設を利用した際の居住費、食事代でございまして、実績見合いの補正をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

5 項その他諸費 1 目審査支払手数料につきましては、国保連合会へお願いしておりますレセプトの審査手数料でございまして、実績見合いの補正でございます。

4 款地域支援事業費 1 項 1 目介護予防特定高齢者施策事業費12節役務費、13節委託料につきましては、年寄りの生活機能評価及び運動機能向上、すなわち転倒防止、お口教室等のための事業でございまして、事業の実績見合いの補正を減額するものでございます。

2 目介護予防一般高齢者施策事業費13節委託料につきましては、介護予防講座、生活支援サービスに要するものでございまして、これにつきましても事業実績見合いの減額補正でございます。

2 項 1 目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、地域包括支援センター運営に要する費用でございまして、7 節賃金につきましては臨時社会福祉士の精算見込みによるもの、13節委託料につきましては予防給付、ケアマネジメントプラン作成等の委託でございますが、事業実績見合いによるものでございます。

3 目権利擁護事業費につきましては、高齢者虐待防止の研修会等に要する費用でございまして、事業実績見込みによる報償金の減額補正をお

願いするものでございます。

次のページでございます。

5目任意事業費につきましては、ひとり暮らしの高齢者等の安心コール機器の設置並びに配食サービス業務に要するものでございまして、13節の配食サービス委託料も14節の安心コール機器借上料につきましてもそれぞれ事業実績見合いの精算見込みによる補正をお願いするものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

それでは、議案書の262ページをお願いしたいと思います。

議案第38号 平成24年度大和町宮床財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

補正につきましては、139万7,000円を減額いたしまして、総額を3,392万1,000円とするものでございます。内訳につきましては、第1表のとおりでございます。

事項別明細書59ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入の補正でございますけれども、財産造成基金からの繰入金376万6,000円の減額でございます。次に、平成23年度からの繰越金の確定によります236万9,000円の追加補正でございます。

歳出でございますけれども、1目一般管理費につきましては財産区嘱託員賃金の86万3,000円の減額、3目森林総合研究所分収造林管理費につきましては旅費の減額、4目諸費につきましては農業集落排水事業補助金への繰出金の減額52万1,000円を措置いたすものでございます。

続きまして、議案書264ページをお願いしたいと思います。

議案第39号 平成24年度大和町吉田財産区特別会計補正予算（第2号）でございます。

補正につきましては、72万8,000円を減額いたしまして、総額を1,000万6,000円とするものでございます。内訳につきましては第1表のとおり

でございます。

事項別明細書61ページをお願いしたいと思います。

まず歳入でございますけれども、3款基金繰入金につきましては19万1,000円の減額でございます。4款繰越金につきましては平成23年度分についての措置でございます。5款諸収入につきましては、森林総合研究所支出金の事業量確定によります減額となっております。

続きまして、歳出でございますけれども、2款1項2目財産管理費につきましては森林育成事業補助金取り扱い手数料8万9,000円を計上しようとするものでございます。3目森林総合研究所分収造林管理費につきましては、9節旅費、13節委託料におきましてそれぞれ事業費の確定によりまして81万7,000円の減額を見込もうとするものでございます。

続きまして、議案書266ページをお願いしたいと思います。

議案第40号 平成24年度大和町落合財産区特別会計補正予算(第2号)でございます。

補正につきましては、10万9,000円を減額いたしまして、総額を615万3,000円とするものでございます。内訳につきましては、第1表のとおりでございます。

事項別明細書63ページをお願いしたいと思います。

まず歳入でございますけれども、2款基金繰入金につきましては取り崩し金を33万3,000円減額しようとするもの、3款繰越金につきましては23年度分の確定に伴う措置でございます。

続きまして、歳出でございますけれども、2款総務費1項総務管理費におきまして作業員の不用額10万9,000円の精算減額でございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 (菅原敏彦君)

続きまして、議案書268ページをお開き願います。奨学事業特別会計でございます。

議案第41号 平成24年度大和町奨学事業特別会計補正予算（第1号）  
でございます。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出それぞれ128万1,000円を減額いたすものでございまして、総額歳入歳出それぞれ843万3,000円といたすものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表によるものでございます。

それでは、別冊のほうの事項別明細書65ページをお開きいただきたいと思います。

歳入についてでございます。

2款1項1目1節教育費寄附金につきましては、このたび大和エコライオンズクラブ様から本町奨学事業の充実と発展のためということのご趣旨をもって町に対しご寄附としてご厚志を賜ったことによります補正でございます。

3款1項1目1節奨学事業基金繰入金につきましては、財源調整のため予定しておりました繰入金について減額をするものでございます。

4款1項1目1節繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

5款2項1目1節奨学費貸付金元利収入につきましては、現年度分及び滞納繰り越し分の貸付金の返還金でございまして、収入見込みによります減額でございます。

続いて、66ページをお開き願います。

次に、歳出でございます。

1款1項奨学費1目事業費でございます。21節貸付金につきましては、貸付金の額の確定によります減額でございます。

2目事務費でございます。25節積立金につきましては、寄附賜りましたことによります財政調整基金への積み立て繰り入れを行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（大須賀 啓君）

町民生活課長高橋正治君。

町民生活課長（高橋正治君）

続きまして、議案書270ページ目をお開き願いたいと思います。

議案第42号 平成24年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成24年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,675万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,795万6,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものでございます。

事項別明細書の68ページ目をお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

1款1項後期高齢者保険料につきましては、今後の徴収見込み額につきまして、1目特別徴収保険料につきましては減額、2目普通徴収保険料につきましては増額を見込みそれぞれ補正するものでございます。

3款1項1目は、人件費の調整、事務費の確定により事務費繰入金の減額補正をするものでございます。2目は保険基盤安定繰入金の確定に伴う減額補正でございます。

4款1項繰越金は、平成23年度からの繰越金を追加補正するものでございます。

5款諸収入4項1目は、健診受託事業収入の確定により減額補正をするものでございます。

続きまして、歳出でございます。69ページをごらんください。

1款総務費1項1目一般管理費13節は、健診事業委託費の確定による減額補正でございます。

2 款 1 項 1 目 19 節 負担金は、後期高齢者医療広域連合会への納付金の確定による減額補正でございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

それでは議案書の272ページをお開き願います。

議案第43号 平成24年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

第1条の歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,843万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億7,726万8,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものであります。

第2条の繰越明許費であります。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しして使用できる経費は、第2表繰越明許費によるものでございます。

第3条の地方債の補正であります。地方債の追加及び変更は第3表地方債補正によるものとするものでございます。

274ページをお開き願います。

下水道建設費の公共下水道2号幹線管渠改築工事（その2）の工事につきまして繰り越しをするものでございまして、繰り越しする金額は855万4,000円といたすものでございます。

275ページの第3表地方債補正でございます。

流域下水道事業借換債の追加でございまして、限度額を2億7,780万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

276ページの地方債の変更でございます。

公共下水道債、流域下水道事業債、公共下水道事業借換債につきまして、補正前の限度額 2 億 7,120 万円を 3 億 8,240 万円に補正をするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

事項別明細書の 73 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目下水道使用料につきましては、本年度収入見込み額によります増額の補正をするものでございます。

4 款繰入金につきましては、本年度事業収支の見込み額による補正でございます。

7 款 1 項 1 目下水道債につきましては、公共下水道事業債、流域下水道事業債の確定による補正及び補償金免除の繰り上げ償還金に係る下水道借換債の計上によります補正をいたすものでございます。

次に、74 ページになります。歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費であります。一般管理費、賦課徴収費、水質規制費に要する費用でございます。3 節職員手当、4 節共済費につきましては、人件費の調整による補正でございます。12 節役務費につきましては、下水道使用料の調定件数の増加に伴う取り扱い手数料等の不足額を補正するものでございます。13 節委託料につきましては、水質調査業務委託額の確定による減額の補正、19 節負担金につきましては流域下水道維持管理負担金の確定により不足額を補正するものでございます。27 節公課費につきましては、消費税額の確定により減額の補正でございます。

次に、2 項 1 目下水道建設費であります。公共下水道単独事業費、補助事業費及び流域下水道建設費負担金に要する費用でございます。2 節、3 節、4 節につきましては職員人件費に係る補正、13 節委託料は設計委託契約額の確定による補正でございます。15 節工事請負費につきましては、下水道管渠工事請負費の確定見込みにより減額の補正をするものでございます。

75 ページになります。

19 節負担金につきましては、流域下水道建設負担金の本年度負担額の確定によりまして減額の補正をするもの、2 款 1 項公債費 1 目元金につ

きましては補償金免除の繰り上げ償還に係る借入金の償還金計上でございます。以上でございます。

続きまして、議案書の277ページをお願いいたします。

議案第44号 平成24年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ121万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,212万5,000円とするもの。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものでございます。

補正の詳細につきましては、事項別明細書の80ページをお願いいたします。

歳入でございます。

2款1項1目農業集落排水処理施設使用料につきましては、本年度収入見込み額による増額の補正をするもの、4款の一般会計繰入金につきましては本年度事業収支の確定見込みにより減額の補正でございます。

5款繰越金につきましては、事業確定見込みによる歳出見合いの財源調整による前年度繰越金の増額計上でございます。

次に、81ページとなります。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費3節職員手当、4節共済費につきましては、職員人件費に係る補正でございます。13節委託料につきましては、処理場、クリーンセンターでございますが、この汚泥処理の委託額の実績確定によりましての減額補正でございます。

以上でございます。

次に、議案書の279ページをお開き願います。

議案第45号 平成24年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ346万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,970万3,000円とするものでございます。



2 項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表によるものでございます。

事項別明細書の85ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金につきましては、今年度設置の実績見込みによる減額の補正となっております。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、事業の実績見込みによりましての減額の補正でございます。

5 款 1 項繰越金につきましては、事業確定見込みの財源調整によりましての増額の補正計上でございます。

6 款 2 項雑入につきましては、消費税の確定によりまして還付金の補正をするものでございます。

86ページの歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費 2 節給料、3 節職員手当、4 節共済費につきましては、職員人件費に係る補正でございます。13 節委託料につきましては、浄化槽の保守清掃点検業務の委託契約額の確定によりまして減額の補正をするものでございます。

2 項 1 目合併処理浄化槽建設費 3 節職員手当、4 節共済費につきましては、職員人件費に係る補正でございます。15 節工事請負費につきましては、浄化槽の補修工事の執行の精算見込みによる減額の補正といたすものでございます。19 節負担金補助及び交付金につきましては、吉岡西部地区に 2 基の整備補助を予定したものでありますが、今年度の補助金交付の申請がなかったことによりまして減額の補正をするものでございます。以上でございます。

続きまして、議案書の281ページをお願いいたします。

議案第46号 平成24年度大和町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

第 1 条総則でございます。平成24年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるもの。

第 2 条の収益的収入及び支出であります。平成24年度大和町水道事業

会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入でございます。

第1款水道事業収益に24万円を増額し、事業収益計を8億4,189万8,000円とし、2項営業外収益にも同額を増額いたしまして1億789万8,000円とするものでございます。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用に3,436万3,000円を増額いたしまして、事業費用計を8億3,308万7,000円といたしまして、1項営業費用にも同額を増額いたしまして8億384万9,000円とするものでございます。

第3条の資本的収入及び支出でございます。

予算第4条、本文括弧書き中の2億2,755万4,000円を2億1,267万6,000円に、過年度損益勘定留保資金1億7,315万4,000円を1億5,827万6,000円に改めまして、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正をするものでございます。

収入でございます。

第1款資本的収入を1,048万6,000円減額し、資本的収入額を7,840万5,000円とし、1項企業債を1,100万円減額して5,500万円とし、4項負担金を51万4,000円補正計上いたしまして、負担金額を51万4,000円とするものでございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出を2,536万4,000円減額し、資本的支出額を2億9,108万1,000円としまして、1項建設改良費も同額を減額し2億895万7,000円とするものでございます。

第4条の議会の議決を経なければ流用できない経費でございますが、職員給与費を51万9,000円増額いたしまして4,560万5,000円と定めるものでございます。

事項別明細書の91ページをお願いいたします。

平成24年度大和町水道事業会計補正予算内訳書となります。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款水道事業収益2項4目雑収益につきましては、東京電力からの水道水放射能検査に係る賠償金2回分の補正計上でございます。

次に支出でございます。

1 款水道事業費用 1 項 1 目浄配水費の給料、手当、法定福利費につきましては、人件費の調整による補正、受水費につきましては宮城県大崎広域水道からの留保水量見合い分の不足額を補正計上いたすものでございます。

92ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1 款資本的収入 1 項 1 目企業債につきましては、鶴巢落合系の配水管強化工事に係るものでありますが、工事費の確定による減額の補正でございます。

4 項 1 目消火栓負担金は、配水管布設がえに伴う消火栓移設費用の負担金計上でございます。升沢の簡易水道の箇所における移設費用ということでの負担金でございます。

次に、支出でございます。

1 款 1 項建設改良費 1 目配水管布設事業費でございます、事業実績見込みによりまして減額をするものでございます。2 目の鶴巢落合線の配水管強化事業費でございます。手当、法定福利費につきましては人件費の調整による補正、管工事費につきましては工事の契約確定の見込みによりましての減額補正をいたすものとしております。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は3月4日の午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後 2 時 5 6 分 延 会